

令和4年第1回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料



令和4年第1回荒尾市議会（定例会）議案資料目次

議案番号	件名	ページ
議第1号	令和4年度荒尾市一般会計予算	1
議第2号	令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計予算	48
議第3号	令和4年度荒尾市介護保険特別会計予算	50
議第4号	令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計予算	53
議第5号	令和4年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計予算	54
議第6号	令和4年度荒尾市水道事業会計予算	55
議第7号	令和4年度荒尾市下水道事業会計予算	56
議第8号	令和4年度荒尾市病院事業会計予算	57
議第9号	専決処分について（令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第10号））	58
議第10号	専決処分について（令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第11号））	59
議第11号	荒尾市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	60
議第13号	荒尾市個人情報保護条例の一部改正について	61
議第14号	荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	62
議第15号	荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について	65
議第16号	荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	67
議第17号	荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	70
議第18号	荒尾市税条例の一部改正について	73
議第19号	荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について	76
議第20号	荒尾市放課後児童クラブ条例の一部改正について	79
議第21号	荒尾市消防団条例の一部改正について	80

議案番号	件名	ページ
議第22号	荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例及び荒尾市民病院看護学生奨学金貸付条例の一部改正について	82
議第23号	市道路線の廃止及び認定について	83
議第24号	財産の取得について	90
議第25号	令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第12号）	91
議第26号	令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	98
議第27号	令和3年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	99
議第28号	令和3年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	100



## 令和4年度 荒尾市一般会計予算資料

(単位:千円)

区 分		令和4年度				令和3年度				比 較				
		予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %	
純 一 般 財 源	市 税	市民税	2,134,100	8.7	2,134,100	14.2	1,980,200	8.6	1,980,200	13.9	153,900	7.8	153,900	7.8
		固定資産税	2,473,300	10.0	2,473,300	16.4	2,329,557	10.1	2,329,557	16.3	143,743	6.2	143,743	6.2
		軽自動車税	203,100	0.8	203,100	1.4	184,600	0.8	184,600	1.3	18,500	10.0	18,500	10.0
		たばこ税	374,000	1.5	374,000	2.5	392,000	1.7	392,000	2.7	△ 18,000	△ 4.6	△ 18,000	△ 4.6
		入湯税	5,200	0.0	5,200	0.0	4,300	0.0	4,300	0.0	900	20.9	900	20.9
		計	5,189,700	21.1	5,189,700	34.5	4,890,657	21.2	4,890,657	34.3	299,043	6.1	299,043	6.1
	2	地方譲与税	138,892	0.6	138,892	0.9	134,725	0.6	134,725	0.9	4,167	3.1	4,167	3.1
	3	利子割交付金	2,000	0.0	2,000	0.0	2,000	0.0	2,000	0.0	0	0.0	0	0.0
	4	配当割交付金	14,000	0.1	14,000	0.1	11,000	0.0	11,000	0.1	3,000	27.3	3,000	27.3
	5	株式等譲渡所得割交付金	17,000	0.1	17,000	0.1	12,000	0.1	12,000	0.1	5,000	41.7	5,000	41.7
	6	法人事業税交付金	49,000	0.2	49,000	0.3	24,000	0.1	24,000	0.2	25,000	104.2	25,000	104.2
7	地方消費税交付金	1,112,000	4.5	1,112,000	7.4	1,112,000	4.8	1,112,000	7.8	0	0.0	0	0.0	
8	ゴルフ場利用 税交付金	31,000	0.1	31,000	0.2	24,000	0.1	24,000	0.2	7,000	29.2	7,000	29.2	
9	環境性能割交付金	16,000	0.1	16,000	0.1	7,000	0.0	7,000	0.0	9,000	128.6	9,000	128.6	
10	地方特例交付金	46,200	0.2	46,200	0.3	173,000	0.7	173,000	1.2	△ 126,800	△ 73.3	△ 126,800	△ 73.3	
11	地 方 交 付 税	普通交付税	5,300,000	21.5	5,300,000	35.2	5,300,000	23.0	5,300,000	37.2	0	0.0	0	0.0
		特別交付税	800,000	3.2	800,000	5.3	800,000	3.5	800,000	5.6	0	0.0	0	0.0
		計	6,100,000	24.8	6,100,000	40.6	6,100,000	26.4	6,100,000	42.8	0	0.0	0	0.0
小 計		12,715,792	51.6	12,715,792	84.6	12,490,382	54.1	12,490,382	87.6	225,410	1.8	225,410	1.8	
12	交通安全対策特別 交付金	8,000	0.0	8,000	0.1	8,000	0.0	8,000	0.1	0	0.0	0	0.0	
13	分担金・負担金	106,949	0.4	3,200	0.0	119,454	0.5	3,200	0.0	△ 12,505	△ 10.5	0	0.0	
14	使用料・手数料	553,147	2.2	6,139	0.0	561,732	2.4	6,733	0.0	△ 8,585	△ 1.5	△ 594	△ 8.8	
15	国庫支出金	5,507,293	22.4	256,863	1.7	4,673,023	20.2	0	0.0	834,270	17.9	256,863		
16	県支出金	1,986,053	8.1	1,560	0.0	1,898,057	8.2	2,160	0.0	87,996	4.6	△ 600	△ 27.8	
17	財産収入	60,359	0.2	24,738	0.2	85,514	0.4	36,445	0.3	△ 25,155	△ 29.4	△ 11,707	△ 32.1	
18	寄附金	708,099	2.9	700,562	4.7	502,002	2.2	500,873	3.5	206,097	41.1	199,689	39.9	
19	繰入金	1,428,057	5.8	892,741	5.9	826,242	3.6	367,908	2.6	601,815	72.8	524,833	142.7	
20	繰越金	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	
21	諸収入	355,550	1.4	26,015	0.2	321,693	1.4	28,009	0.2	33,857	10.5	△ 1,994	△ 7.1	
22	市 債	1,210,700	4.9	400,000	2.7	1,593,900	6.9	820,000	5.7	△ 383,200	△ 24.0	△ 420,000	△ 51.2	
歳 入 合 計		24,640,000	100.0	15,035,611	100.0	23,080,000	100.0	14,263,711	100.0	1,560,000	6.8	771,900	5.4	
う ち	自主財源	8,401,862	34.1	6,843,096	45.5	7,307,295	31.7	5,833,826	40.9	1,094,567	15.0	1,009,270	17.3	
	依存財源	16,238,138	65.9	8,192,515	54.5	15,772,705	68.3	8,429,885	59.1	465,433	3.0	△ 237,370	△ 2.8	

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

## 2 歳出(目的別)

(単位:千円)

款	令和4年度				令和3年度				比較			
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %
1 議会費	189,970	0.8	189,970	1.3	199,900	0.9	199,900	1.4	△ 9,930	△ 5.0	△ 9,930	△ 5.0
2 総務費	2,579,418	10.5	1,833,694	12.2	2,459,345	10.7	1,733,018	12.1	120,073	4.9	100,676	5.8
3 民生費	11,337,418	46.0	5,200,634	34.6	11,091,655	48.1	5,087,421	35.7	245,763	2.2	113,213	2.2
4 衛生費	2,965,412	12.0	2,168,529	14.4	2,621,941	11.4	2,222,971	15.6	343,471	13.1	△ 54,442	△ 2.4
5 労働費	20,816	0.1	20,816	0.1	16,597	0.1	15,070	0.1	4,219	25.4	5,746	38.1
6 農林 水産業費	424,739	1.7	200,393	1.3	330,578	1.4	173,687	1.2	94,161	28.5	26,706	15.4
7 商工費	482,478	2.0	284,164	1.9	404,503	1.8	216,123	1.5	77,975	19.3	68,041	31.5
8 土木費	2,055,696	8.3	1,127,364	7.5	1,864,845	8.1	927,722	6.5	190,851	10.2	199,642	21.5
9 消防費	740,893	3.0	689,366	4.6	732,027	3.2	703,987	4.9	8,866	1.2	△ 14,621	△ 2.1
10 教育費	2,132,302	8.7	1,621,948	10.8	1,691,851	7.3	1,374,208	9.6	440,451	26.0	247,740	18.0
11 災害 復旧費	10,249	0.0	10,249	0.1	10,084	0.0	10,084	0.1	165	1.6	165	1.6
12 公債費	1,647,817	6.7	1,635,692	10.9	1,610,349	7.0	1,553,195	10.9	37,468	2.3	82,497	5.3
14 予備費	52,792	0.2	52,792	0.4	46,325	0.2	46,325	0.3	6,467	14.0	6,467	14.0
歳出合計	24,640,000	100.0	15,035,611	100.0	23,080,000	100.0	14,263,711	100.0	1,560,000	6.8	771,900	5.4

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

区分	令和4年度		令和3年度		比較増減		増減の主な理由
	予算額 (A)	構成比 %	予算額 (B)	構成比 %	(A)-(B)	伸び率 %	
1. 消費的経費	19,322,529	78.4	18,239,151	79.0	1,083,378	5.9	
義務的経費	12,389,473	50.3	11,989,136	51.9	400,337	3.3	
人件費	3,125,296	12.7	2,984,399	12.9	140,897	4.7	一般職員人件費+49,662 +4人(350人→354人)(うち退職手当+8,926(定年±0人、任期付+5人))、会計年度任用職員人件費+76,104 +26人(263人→289人)、消防団員費+14,094
扶助費	7,616,360	30.9	7,394,388	32.0	221,972	3.0	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費+279,003、特定教育・保育施設型給付費+45,082、子ども医療費助成事業費+26,697、特別障害者手当等給付費+6,139、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費+5,780、相談支援給付費等支給事業費+4,201、中学校振興費+4,122、清里小放課後児童クラブ事業運営費+4,032、自立支援医療費支給事業費+3,771、養護老人ホーム費△7,147、療養介護医療費支給事業費△14,580、子育てのための施設等利用事業費△15,495、児童扶養手当支給事業費△16,447、児童手当費△26,395、管内外私立保育所運営費△36,903、生活保護費△47,700
公債費	1,647,817	6.7	1,610,349	7.0	37,468	2.3	長期債元金償還金+49,839、長期債利子△12,371
物件費	3,142,828	12.8	2,817,197	12.2	325,631	11.6	新型コロナウイルスワクチン接種事業費+197,180、図書館管理費+78,080、道路台帳デジタル化事業費+47,441、南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクトマネジメント事業費+45,567、ふるさと応援寄附金推進費+30,001、情報化対策推進事業費+20,377、長寿命化計画策定事業費+20,000、荒尾駅周辺地区整備事業費+14,650、誘客・PR事業費+13,982、参議院議員選挙費+13,014、農水産物販路拡大推進事業費+10,000、都市計画総務費+9,862、ごみ収集業務委託事業費△13,883、地球温暖化対策実行計画策定事業費△14,126、中学校振興費△16,067、給食センター整備推進事業費△17,928、都市再生整備計画事業費△18,000、給食センター管理費△88,383
維持補修費	317,765	1.3	247,035	1.1	70,730	28.6	住宅施設改修費+38,162、交通安全対策補助事業費+16,600、中学校施設改修費+6,420、道路維持費+6,327、法定外公共物施設改修費+5,000、河川改良事業費+5,000、窓口整備事業費△1,760、金山最終処分場施設改修費△2,370
補助費等	3,472,463	14.1	3,185,783	13.8	286,680	9.0	給食センター管理費+119,924、ふるさと応援寄附金推進費+87,995、県営土地改良総合整備事業費+71,426、新型コロナウイルス対策事業費(産業振興)+55,379、保育士等処遇改善臨時特別事業費+39,549、新型コロナウイルスワクチン接種事業費+18,260、マイナンバーカード交付事業費△12,902、有明広域行政事務組合消防負担金△14,028、市民病院会計支出金△27,487、公共下水道費△65,289
2. 投資的経費	2,307,857	9.4	1,896,288	8.2	411,569	21.7	
普通建設事業費	2,297,608	9.3	1,886,204	8.2	411,404	21.8	
補助事業費	1,336,426	5.4	1,128,539	4.9	207,887	18.4	地球温暖化対策事業費+191,000、国重要文化財建造物保存修理事業費+169,675、放課後児童クラブ施設整備費+116,466、中央野原線+94,000、野原赤田線+49,000、地域医療介護総合確保基金事業費+23,650、増永7号線+17,500、金山六栄線+9,600、川後田府本線△33,936、介護予防拠点整備事業費△35,640、公営住宅ストック総合改善事業費△42,315、橋梁補修△43,476、世界遺産修復・公開・活用事業費△52,643、荒尾海岸堤防△70,000、保育所等施設整備事業費△187,153
単独事業費	961,182	3.9	757,665	3.3	203,517	26.9	給食センター整備推進事業費+199,443、炭鉱電車保存整備事業費+140,746、道路施設改修費+47,500、庁舎施設改修費+38,456、中学校施設改修費+38,006、一般排水路施設改修費+30,000、消防施設新設費+23,775、県営土地改良総合整備事業費+21,648、清里保育園施設改修費+20,850、運動公園施設改修費+17,364、小岱工芸館施設改修費+9,963、松ヶ浦環境センター施設改修費△16,522、万田炭鉱館施設改修費△21,849、集落道路改良事業費△24,000、中学校施設長寿命化改修事業費△25,419、市立図書館移転整備事業費△28,600、小学校施設改修費△50,576、荒尾総合文化センター施設改修費△185,217
災害復旧事業費	10,249	0.0	10,084	0.0	165	1.6	現年公共土木災害復旧事業費+155、土木災害復旧事業費(人件費)+7、農林水産災害復旧事業費(人件費)+3
3. その他の経費	3,009,614	12.2	2,944,561	12.8	65,053	2.2	
積立金・出資金	3,949	0.0	4,459	0.0	△ 510	△ 11.4	森林環境譲与税基金積立金△510
貸付金	0	0.0	63,600	0.3	△ 63,600	△ 100.0	中小企業融資制度運用事業費△63,600
繰出金	3,005,665	12.2	2,876,502	12.5	129,163	4.5	南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金+100,020、後期高齢者医療特別会計繰出金+21,442、介護保険特別会計繰出金+8,061、後期高齢者医療費+1,716、国民健康保険特別会計繰出金△2,076
歳出合計	24,640,000	100.0	23,080,000	100.0	1,560,000	6.8	

(予備費は、補助費等に含めています。)

臨 時 的 経 費 等

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	永年在職議員表彰	5				5	永年議員表彰15年 1人
	市議会映像配信事業費	1,399				1,399	映像配信業務委託料
2 総 務 費	有明広域行政事務組合費	24,013				24,013	総務共通経費・企画費負担金 (前年度 24,167)
	退職手当	69,000			230	68,770	11人(うち8人任期付職員 前年度6人 60,074) (財源) ・企業版ふるさと納税寄附金 230
	【一部新規】 人材育成推進事業費	5,677				5,677	普通旅費、職員研修委託料、人材育成支 援システム導入委託料ほか (新規)女性職員育成研修、人材育成支援 システム導入、法務研修
	行政情報伝達等事業費	42,395				42,395	(R2～) 報償金、広報等配送委託料、行政協力業 務委託料ほか
	【新規】 契約業務電子化事業費	5,511				5,511	くまもと県市町村電子入札システム改修委 託料、契約管理システム改修委託料、電子 申請システム運用委託料
	【新規】 総合政策課人件費(任期付 職員人件費)	6,867			6,867		1人任用 (財源) ・企業版ふるさと納税寄附金 6,867
	広報戦略事業費	27,371			972	26,399	広告料、広報業務包括委託料、LINE拡張 機能システム使用料 (財源) ・ウェブバナー掲載料 232 ・広報あらお広告掲載料 740
	地域おこし協力隊事業費(総 合政策課)	4,683				4,683	協力隊報酬ほか
	【拡充】 地方創生移住支援事業費	3,600	2,700			900	(R1補正～) 移住支援事業補助金 (拡充)18歳未満の世帯員1人につき30万 円の加算 (財源) ・県補助金 2,700
	国際交流促進事業費	330				330	日中友好促進会議運営補助金、国際交流 推進事業補助金
【一部新規】 地域公共交通活性化事業 費	100,232	6,866		4,802	88,564	地域公共交通活性化協議会負担金、バス 路線欠損補助金、乗合タクシー運行補助 金、おもやいタクシー運行事業補助金ほか (新規)公共交通計画策定、高齢者移動活 性化業務委託、子育て支援タクシー実証業 務委託、公共交通利用促進等業務委託、 あらお健康手帳による受診環境改善業務 委託 (財源) ・地方創生推進交付金 2,866 ・県補助金 4,000 ・地域公共交通調査事業返還金 4,802	

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	協働のまちづくり推進事業費	7,608			7,431	177	普通旅費、借上料、地域づくり交付金(財源) ・ふるさと創生基金繰入金 7,431
	【一部新規】 情報化対策推進事業費	54,807	10,009			44,798	行政手続のオンライン化対応委託料(新規)、AIチャットボット利用料(新規)、次期自治体情報セキュリティクラウド構築負担金(新規)ほか (財源) ・国庫補助金 10,009
	結婚新生活支援事業費	9,000	6,000			3,000	(H29補正～) 結婚新生活支援事業補助金(財源) ・県補助金 6,000
	ふるさと応援寄附金推進費	451,875			451,875		記念品賞品、ふるさと応援寄附金返礼業務委託料、使用料ほか (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 343,244 ・荒尾子ども未来基金 108,631
	【一部新規】 ICT利活用基盤整備事業費	2,445				2,445	消耗品費、CIO補佐業務委託料(新規)
	コミュニティFM推進事業費	3,700				3,700	(H28～) コミュニティFM推進事業委託料
	AI-OCR導入事業費	1,320				1,320	(R2～) 使用料
	地域おこし協力隊事業費(くらしいきいき課)	2,991				2,991	協力隊報酬ほか
	市内高校活性化事業費	132				132	(R3補正～) FMたんと放送委託料
	花のみちプロジェクト事業費	4,952			4,952		(H30～) 散水作業委託料、原材料費(財源) ・ふるさと創生基金繰入金 4,952
	南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクトマネジメント事業費	56,863			29,702	27,161	(R2～) 審査委員会報酬、南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクトマネジメント業務委託料、南新地地区ウェルネス拠点施設整備等民間事業者選定に係るアドバイザー業務委託料ほか (財源) ・産炭地域振興センター助成金 29,702
	【新規】 ※資料1 荒尾市制80周年記念事業費	419			419		報償金、消耗品費、食糧費ほか (財源) ・地域活性化基金繰入金 419
	定住情報発信事業費	4,822				4,822	移住コーディネーター報酬、移住定住パンフレット作成委託料、借上料ほか
	荒尾市多世代定住支援事業費	3,000				3,000	(R2～) 多世代定住支援補助金

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国庫支出金	地方債	その他		
	お試し暮らし体験住宅事業費	1,039	50		316	673	消耗品費、手数料、借上料ほか (財源) ・国庫補助金 50 ・体験住宅家賃 316
	老朽危険空家除却助成事業費	6,000	3,000			3,000	除却助成補助金 (財源) ・国庫補助金 3,000
	空家バンク事業費	5,871	140			5,731	基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほか (財源) ・県補助金 140
	空家等対策費	2,300				2,300	審議会報酬、印刷製本費、子育て応援空家活用事業補助金ほか
	RPA(ロボットによる業務自動化)導入事業費	8,212				8,212	(R1～) 消耗品費、RPA導入構築委託料、借上料ほか
	荒尾市転入促進事業費	3,000				3,000	(R2～) 転入促進補助金
	企業版ふるさと納税事業費	440			440		企業版ふるさと納税コンサルティング委託料、使用料 (財源) ・企業版ふるさと納税寄附金 440
	荒尾総合文化センター活用事業費	1,239			1,239		印刷製本費、駐車場整理業務委託料、借上料ほか (財源) ・地域活性化基金繰入金 1,239
	【拡充】 地域防犯施設整備事業費	4,865				4,865	みまもりカメラ設置業務委託料(新設6台)、みまもりカメラリース料(既設32台)
	債権管理一元化事業費	2,261				2,261	滞納整理システム科目追加利用料、生活再建支援ガイドサービス利用料、備品購入費ほか
	軽自動車税オンライン・ワンストップサービス導入事業費	1,991				1,991	軽自動車税関係手続電子化対応委託料、軽自動車税関係手続電子化対応の自動化に係る改修委託料、既存ネットワーク設定変更委託料
	【新規】 地方税共通納税システム対応事業費	2,371				2,371	税目拡大・統一規格QRコードの活用に伴うシステム改修委託料
	マイナンバーカード交付円滑化推進事業費	32,730	32,730				(R2補正～) 基本報酬(11人)、郵便料、借上料ほか (財源) ・国庫補助金 32,730
	デジタル手続法施行に伴う関連システム等改修事業費	8,145	7,879			266	戸籍法の一部改正に伴う戸籍電算システム等改修委託料、戸籍システム副本全件送信委託料、戸籍システム符号取得関連作業委託料 (財源) ・国補助金 7,879
	マイナポイント利用環境整備事業費	13,216	13,216				基本報酬(5人)、消耗品費、借上料ほか (財源) ・国補助金 13,216

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	熊本県議会議員選挙費	4,423	4,423				基本報酬、消耗品費、郵便料ほか (財源) ・県委託金 4,423
	熊本県議会議員選挙費(人件費)	1,191	1,191				時間外手当 (財源) ・県委託金 1,191
	荒尾市議会議員選挙費	620				620	費用弁償、消耗品費、印刷製本費ほか
	参議院議員選挙費	16,658	16,448			210	選挙事務従事者報酬ほか (財源) ・県委託金 16,448
	参議院議員選挙費(人件費)	9,241	9,241				時間外手当 (財源) ・県委託金 9,241
	住宅・土地統計調査単位区設定事務費	476	476				指導員報酬、消耗品費、借上料ほか (財源) ・県委託費 476
	就業構造基本調査事務費	1,099	1,099				調査員報酬、報償金、消耗品費ほか (財源) ・県委託費 1,099
	経済センサス調査区設定事務費	14	14				消耗品費、郵便料 (財源) ・県委託費 14
3 民 生 費	社会福祉総務費	446				446	供養塔整理事務委託料
	移動困難者のワクチン接種会場への輸送支援事業費	930				930	(R3補正～) ワクチン接種会場輸送委託料
	新型コロナウイルス感染症傷病給付金事業費	1,400				1,400	(R3補正～) 新型コロナウイルス感染症傷病給付金
	自殺対策推進事業費	156	78			78	(R1～) ゲートキーパー研修の実施等 委員会報酬、報償金、印刷製本費ほか (財源) ・県補助金 78
	成年後見制度利用促進体制整備事業費	3,874	1,936			1,938	(R2～) 成年後見制度利用促進に係る中核機関運営業務委託料、市民後見人養成研修業務委託料 (財源) ・国庫補助金 1,671 ・県補助金 265
	権利擁護支援推進事業費	11,271				11,271	権利擁護支援推進事業補助金
	避難行動要支援者個別支援計画策定事業費	41				41	(R2～) 普通旅費

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	※資料2 【新規】 地域福祉計画策定事業費	7,360				7,360	委員会報酬、費用弁償、地域福祉計画策定委託料
	生活困窮者自立相談支援 事業費(任意事業分)	12,353	9,636			2,717	基本報酬、アウトリーチ等の充実による自立 相談支援機能強化事業委託料、支援事業 負担金ほか (財源) ・国庫補助金 9,636
	新型コロナウイルス感染症生 活困窮者自立支援金支給 事業費	6,101	6,101				(R3補正～) 消耗品費、借上料、新型コロナウイルス感 染症生活困窮者自立支援金 (財源) ・国庫補助金 6,101
	※資料3 【新規】 認知症コホート大規模調査 事業費	48				48	普通旅費
	【新規】 知的障害者福祉総務費	150				150	熊本県手をつなぐ育成会荒尾市大会補助 金
	障害者給付認定審査会運 営費	6,401				6,401	総合支援費負担金 (前年度 4,602)
	【拡充】 日常生活用具給付等事業 費	2,765	1,866		276	623	扶助費(暗所視支援眼鏡の追加) (財源) ・国庫補助金 1,244 ・県補助金 622 ・利用料 276
	自発的活動支援事業費	200	150			50	(R3～) 自発的活動支援事業費補助金 (財源) ・国庫補助金 100 ・県補助金 50
	後期高齢者医療広域連合 負担金	933,053				933,053	一般会計事務費 7,336 特別会計事務費 21,956 療養給付費 903,761
	放課後児童クラブ支援事業 費	19,560	13,040			6,520	(H30～) 放課後児童クラブの障がい児受入れを推 進するための専門職員配置の補助 (財源) ・国庫補助金 6,520 ・県補助金 6,520
	保育士等処遇改善臨時特 例事業費	39,549	39,549				(R3補正～) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例 事業補助金、放課後児童支援員等処遇改 善臨時特例事業補助金 (財源) ・国庫補助金 39,549
	医療的ケア児保育支援事業	8,680	7,232			1,448	(R3補正～) 医療的ケア児保育支援事業補助金 (財源) ・国庫補助金 5,786 ・県補助金 1,446
	実費徴収に係る補足給付事 業費	11,340				11,340	(R1補正～) 幼児教育・保育無償化に伴う副食材料費へ の補助

※は別紙に事業シート有



(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国庫支出金	地方債	その他		
	※資料5 【新規】 放課後児童クラブ運営委託 事業費	69				69	プロポーザル評価委員報酬、費用弁償
	保育対策総合支援事業費	20,604	18,028			2,576	(H29補正繰越～) 保育士の補助を行う保育補助者の雇上費用への補助 (財源) ・県補助金 18,028
	待機児童解消対策事業費	2,700				2,700	(H30～) 新たに市内の保育所に勤める保育士に対する家賃補助
	新型コロナウイルス感染症対策事業費	6,300	3,150			3,150	保育環境改善等事業補助金 (財源) ・国庫補助金 3,150
	子育てのための施設等利用事業費	3,885	2,913			972	(R1補正～) 幼児教育・保育無償化に伴う未移行幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等の利用に係る給付 (財源) ・国庫負担金 1,942 ・県負担金 971
4 衛 生 費	※資料6 【新規】 市町村母子保健事業費	216				216	6～7か月児を対象とした相談事業の実施 基本報酬、報償金、費用弁償
	乳幼児健診委託事業費	3,769			9	3,760	(H26～) 3か月及び7か月健診を医療機関に委託し、個別健診化(7か月健診→9か月健診に移行) 基本報酬、消耗品費、健診委託料ほか (財源) ・実費徴収金 9
	2歳児歯科健診事業費	734				734	(R1～) 基本報酬、消耗品費、歯科医師委託料ほか
	※資料7 【一部拡充】 子育て世代包括支援センター事業費	6,319	3,517		118	2,684	(R2～) 産後ケア事業デイサービス等委託料(宿泊の追加)、借上料、扶助費ほか (財源) ・国庫補助金 3,303 ・県補助金 214 ・実費徴収金 118
	新生児聴覚検査助成事業費	1,868			1,868		(R3～) 消耗品費、郵便料、扶助費 (財源) ・子ども未来基金繰入金 1,868
	【一部拡充】 予防接種費	166,975			14,597	152,378	医薬材料費、A類疾病予防接種委託料、高齢者インフルエンザ予防接種委託料ほか(拡充)子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の再開 (財源) ・実費徴収金 14,597
	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	217,940	217,940				報償金、ワクチン接種受付等業務委託料、ワクチン接種会場設営委託料ほか (財源) ・国庫負担金 58,917 ・国庫補助金 159,023
	むし歯予防対策事業費	2,770	1,123			1,647	(H23補正～) H27から全小・中学校に拡大 報償金、フッ化物洗口用消耗品費ほか (財源) ・県補助金 1,123

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	プレパパ教室事業費	135	90			45	(H30～) 消耗品費 (財源) ・県補助金 90
	成人男性風しん抗体検査及び予防接種事業費	6,602	2,181			4,421	(R1～) 郵便料、抗体検査委託料、予防接種委託料ほか (財源) ・国庫補助金 2,181
	新型コロナウイルスワクチン接種事業費(人件費)	12,031	5,000			7,031	一般職給、時間外手当、共済組合負担金ほか (財源) ・国庫補助金 5,000
	【一部新規】 ※資料8 ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費	3,540				3,540	普通旅費、消耗品費、ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業補助金(荒尾干潟ラムサール条約登録10周年記念事業の実施(新規))ほか
	荒尾干潟水鳥・湿地センター運営費	3,070			76	2,994	消耗品費、図書購入費、施設維持管理委託料ほか (財源) ・行政財産使用料 26 ・子ども未来基金繰入金 50
	自治体版RE100推進事業費	13,310				13,310	(R3～) 二酸化炭素排出量実質ゼロ化事業業務委託料
	【新規】 ※資料9 地球温暖化対策事業費	635				635	審議会報酬、費用弁償、印刷製本費
	【新規】 健康あらし強化事業費	300	150			150	食育推進業務委託料 (財源) ・地方創生推進交付金 150
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業費	12,558			12,518	40	(R3～) 基本報酬、消耗品費、医療専門職業業務委託料ほか (財源) ・受託事業収入 12,518
	複合検診事業費(ピロリ菌検査)	1,892			567	1,325	(H30～) ピロリ菌検査(40歳以上) (財源) ・実費徴収金 567
	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	300,198			168,293	131,905	(前年度 300,527) (財源) ・ごみ処理手数料 168,293
	リサイクル業務委託事業費	158,592				158,592	リサイクル業務委託料
	市民病院会計支出金	523,547				523,547	(前年度 551,034)
	水道事業会計支出金	188,583				188,583	(前年度 188,573)
5 労働費	奨学金返済わか者就労支援事業費	5,162				5,162	(H30～) 奨学金返済わか者就労支援補助金

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	バスで行く「企業視察ツアー」事業費	132				132	(R1～) 借上料
	荒尾・大牟田連携「地元企業と学校の情報交換会」事業費	198				198	(R2～) オンライン交流会業務負担金
6 農 林 水 産 業 費	農業委員会費	880				880	農地台帳システム農地ナビ一括更新機能対応改修委託料
	機構集積支援事業費	8,907	8,350			557	基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほか (財源) ・県補助金 8,350
	耕作放棄地解消事業費	300	300				耕作放棄地解消補助金 (財源) ・県補助金 300
	環境保全型農業直接支援対策費	1,281	960			321	環境保全型農業直接支払交付金 (財源) ・県補助金 960
	【新規】※資料10 農水産物地産地消推進事業費	2,600	1,300			1,300	グルメフェア運営支援委託料、人材マッチング支援委託料 (財源) ・地方創生推進交付金 1,300
	オリーブ利活用支援事業費	150			150		荒尾市オリーブ研究会補助金 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 150
	地域おこし協力隊事業費 (農林水産課)	2,599				2,599	協力隊報酬ほか
	梨の苗木補助事業費	400				400	(R1～) 梨の苗木補助金
	がまだす里モン支援事業費	500	250			250	(R3～) がまだす里モン支援事業補助金 (財源) ・県補助金 250
	【拡充】※資料11 農水産物販路拡大推進事業費	10,000	5,000			5,000	(R3補正～) 荒尾梨販路拡大プロジェクト業務委託料 (財源) ・地方創生推進交付金 5,000
	新型コロナウイルス対策事業費 (農業振興)	150	97			53	(R3～) 農業制度資金利子補給金、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成金 (財源) ・県補助金 97
	新規就農支援事業費	9,750	9,750				農業次世代人材投資資金 (財源) ・県補助金 9,750
【一部新規】 農産物被害対策事業費	1,550				1,550	(R3～) 農作物被害対策事業費補助金、若手捕獲者育成事業補助金(新規)	

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国庫支出金	地方債	その他		
	農産物栽培支援事業費	500				500	(R3～) 農産物栽培支援補助金
	果樹経営支援事業費	500				500	(R3～) 果樹苗木補助金
	農業用機械・施設等整備事業費	5,000				5,000	(R3～) 農業用機械・施設等整備支援事業補助金
	人・農地プラン事業費	1,462	1,216			246	検討会報酬、人・農地プラン実質化支援業務委託料、GISシステム負担金ほか (財源) ・県補助金 1,216
	多面的機能支払交付金事業費	33,098	24,836			8,262	消耗品費、交付金システム保守委託料、交付金ほか (財源) ・県補助金 24,836
	県営土地改良総合整備事業費	72,930			71,426	1,504	基本報酬、土地改良事業清算金、土地改良事業返還金ほか (財源) ・清算金 35,713 ・返還金 35,713
	荒尾海岸松林美化事業費	1,661				1,661	荒尾海岸松林除草作業委託料
	水産業振興費	650				650	海のイベント大会補助金(マジック釣り大会)
	水産多面的機能発揮対策事業費	1,155				1,155	水産多面的機能発揮対策事業負担金
	浜の活力再生事業費	1,992				1,992	(R3～) 新規魚種開発支援補助金
	【拡充】 荒尾マジック釣り大会事業費(市制80周年記念冠事業拡充分)	996			996		市制80周年記念イベント委託料(マジック釣り大会) (財源) ・地域活性化基金繰入金 996
7 商 工 費	空き店舗対策事業費	2,182				2,182	空き店舗対策事業補助金
	【拡充】 特産品開発事業費	3,928	1,451			2,477	普通旅費、特産品開発等推進業務委託料、売れる商品化支援事業補助金 (財源) ・地方創生推進交付金 1,451
	新型コロナウイルス対策事業費(産業振興)	90,476			23,057	67,419	熊本県時短要請協力金負担金、プレミアム付商品券発行支援事業補助金、新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給金ほか (財源) ・新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給基金繰入金 23,057
	【新規】 観光総務費	2,957				2,957	観光案内看板データベース作成事業委託料、荒尾・玉名地域サイン計画推進協議会負担金

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	【一部新規】 誘客・PR事業費	23,227	7,500		4,067	11,660	マイクロリズム推進事業委託料、ワーケーション推進に向けた実証事業委託料(新規)、宿泊支援事業補助金、観光DX人材育成委託料(新規)ほか (財源) ・県補助金 7,500 ・ふるさと創生基金繰入金 4,067
	荒尾市周遊観光促進事業費	1,287	264			1,023	荒尾市周遊観光促進事業委託料(財源) ・地方創生推進交付金 264
	教育旅行誘致推進事業費	473				473	荒尾玉名教育旅行推進協議会負担金
	有明圏域定住自立圏観光推進事業費	392				392	有明圏域定住自立圏観光推進事業負担金
	観光推進組織機能強化支援事業費	5,000	2,500			2,500	(R2～) 観光推進組織機能強化支援事業補助金(財源) ・地方創生推進交付金 2,500
	世界文化遺産保存活用推進事業費	3,280				3,280	普通旅費、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会負担金ほか
	世界遺産まちづくり人材育成事業費	342				342	報償金、普通旅費、消耗品費ほか
	万田坑世界遺産啓発イベント運営事業費	4,382				4,382	万田坑世界遺産啓発イベント運営管理委託料、借上料、「炭鉱の祭典」実行委員会負担金ほか
	世界遺産広報啓発事業費	113				113	世界遺産啓発物制作委託料
	※資料13 【新規】 炭鉱電車保存整備事業費	77				77	借上料
	地方消費者行政活性化事業費	6,327	2,976			3,351	基本報酬、健康労働保険料、費用弁償ほか(財源) ・県補助金 2,976
8 土 木 費	有明海沿岸道路「荒尾・玉名地域」整備促進期成会負担金	200				200	負担金
	※資料14 【新規】 道路台帳デジタル化事業費	47,441				47,441	道路台帳デジタル化業務委託料
	道路メンテナンス補助事業費(橋梁定期点検)	9,020	4,961			4,059	橋梁定期点検委託料(財源) ・国庫補助金 4,961
	【新規】 交通安全対策補助事業費(通学路緊急対策)	16,600	9,130			7,470	通学路緊急対策(交差点カラー舗装)(財源) ・国庫補助金 9,130

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	河川改良事業費	5,000		5,000			平山川樹木伐採 (財源) ・河川事業債 5,000
	【新規】 ※資料15 荒尾駅周辺地区整備事業費	14,650				14,650	荒尾駅周辺地区整備基本計画策定業務委託料
	景観検討事業費	990				990	VRコンテンツ等制作業務委託料
	【新規】 景観啓発事業費	543			543		手数料、熱気球係留体験飛行業務委託料、借上料 (財源) ・地域活性化基金繰入金 543
	下水道事業会計支出金	387,603				387,603	(前年度 452,892)
	競馬場跡地管理事業費	19,494			19,494		電気料、競馬残存物処分委託料、借上料ほか (財源) ・市有地建物賃貸料 19,494
	公共工事施工管理支援事業費	20,086				20,086	(R2～) 工事監督支援業務委託料
	長寿命化計画策定事業費	20,000	10,000			10,000	長寿命化変更計画策定業務委託料 (財源) ・国庫補助金 10,000
	公園整備事業費	2,500			2,500		中央緑地整備委託料 (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 2,500
	住宅施設改修費	35,499			35,499		大和団地移転用空室修繕工事 (財源) ・住宅使用料 35,499
	住宅・建築物安全ストック形成事業費	2,250	1,250			1,000	アスベスト含有調査等事業補助金、危険ブロック塀安全確保支援事業補助金 (財源) ・国庫補助金 1,250
	令和2年7月豪雨住まいの再建支援事業費	1,802	1,800			2	(R3～) 郵便料、住まいの再建支援事業補助金 (財源) ・県補助金 1,800
	【新規】 ※資料17 移転費等助成事業費	4,275				4,275	補償金
9 消 防 費	有明広域行政事務組合消防負担金	560,573				560,573	消防費負担金 (前年度 574,601)
	【拡充】 消防団員費(消防団員の待遇改善)	25,448				25,448	消防団員報酬、出動報酬 (拡充) ①班長報酬 21,000円→37,000円 ②団員報酬 17,000円→36,500円 ③出動報酬 1回1,500円→1日8,000円を標準

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	消防施設新設費	10,465				10,465	防火水槽用地分筆測量委託料、格納庫撤去工事、消火栓新設負担金
	消防団備品整備事業費	243	81			162	備品購入費(救命ボート、救命胴衣、チャップス) (財源) ・国庫補助金 81
	防災備蓄品等整備事業費	2,000				2,000	消耗品費、食糧費、備品購入費
	自主防災組織育成事業費	504				504	報償金、食糧費、自主防災組織設立促進助成金(5地区)ほか
	【一部新規】 防災対策事業費	3,482	198			3,284	防災カレンダー印刷製本費、総合防災ハザードマップ更新業務委託料(新規)、防災士資格取得補助金ほか (財源) ・国庫補助金 198
10 教育費	事務局管理費	578				578	健康診断委託料(ピロリ菌検査、スクールサポートスタッフ10人)
	幼・保・小・中・高連携事業費	100			100		消耗品費 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 100
	授業改善アドバイザー活用事業費	805				805	(H30～) 報償金、消耗品費
	英語教育充実事業費	4,709	650		4,034	25	普通旅費、消耗品費、手数料 (財源) ・県補助金 650 ・準会場経費 402 ・子ども未来基金繰入金 3,632
	新型コロナウイルス対策事業費(教育)	6,308				6,308	消耗品費、新型コロナウイルス感染症対策消毒委託料
	学校保健特別対策事業費(小学校)	1,795				1,795	各学校における感染症対策経費 消耗品費
	小学校維持管理費(新型コロナウイルス対応)	8,513				8,513	新型コロナウイルス感染症を起因とする経費増 燃料費、電気料、電話料
	小学校施設長寿命化計画策定事業費	6,291				6,291	小学校施設長寿命化計画策定委託料
	学校体育・健康教育研究推進事業費	300	100		200		(R3補正～) 消耗品費 (財源) ・県補助金 100 ・県学校給食会補助金 100 ・県PTA教育振興財団助成金 100
	【拡充】 小学校特別支援教育支援員事業費	61,541				61,541	支援員34人(+3人) 勤務時間の延長(5時間→6時間)

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国庫支出金	地方債	その他		
	小学校ICT環境整備事業費	107,768	287			107,481	ICT支援委託料、教育ICT環境整備及び運用管理業務委託料、借上料ほか (財源) ・国庫補助金 287
	子ども未来文庫整備事業費 (小学校)	2,000			2,000		(R2～) 消耗品費、図書購入費 (財源) ・子ども未来基金繰入金 2,000
	スクールソーシャルワーカー 運営事業費(任期付職員人 件費)	4,943				4,943	1人任用(R2.12～)
	学校保健特別対策事業費 (中学校)	570				570	各学校における感染症対策経費 消耗品費
	中学校維持管理費(新型コ ロナウイルス対応)	4,930				4,930	新型コロナウイルス感染症を起因とする経 費増 燃料費、電気料、電話料
	中学校施設長寿命化計画 策定事業費	1,888				1,888	中学校施設長寿命化計画策定委託料
	【拡充】 中学校特別支援教育支援 員事業費	21,862				21,862	支援員12人(R3年度と同数) 勤務時間の延長(5時間→6時間)
	中学校ICT環境整備事業費	44,115	1,468			42,647	教育ICT環境整備及び運用管理業務委託 料、借上料、備品購入費ほか (財源) ・国庫補助金 1,468
	【拡充】 ※資料19 中学校フリースクール事業 費	15,878				15,878	(R2～) 基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほ か (拡充)海陽中、四中
	子ども未来文庫整備事業費 (中学校)	600			600		(R2～) 消耗品費、図書購入費 (財源) ・子ども未来基金繰入金 600
	【一部新規】 民俗文化財伝承・活用等事 業費	7,820	2,913		1,834	3,073	(H30～) 調査委員報酬、野原八幡宮風流調査関連 委託料、パブリックビューイング設営委託料 (新規)ほか (財源) ・国庫補助金 2,913 ・ふるさと創生基金繰入金 1,794 ・文化財報告書売上料 40
	国際交流員招致事業費	6,876				6,876	(H29補正～) 基本報酬、健康労働保険料、借上料ほか
	【新規】 青少年国際交流推進事業 費	199			199		(R3補正～) 青少年交流プログラム成果物製作委託料、 借上料 (財源) ・子ども未来基金繰入金 199
	地域未来塾事業費	4,496	999			3,497	報償金、消耗品費、保険料ほか (財源) ・県補助金 999
	夏休み子ども学び塾事業費	225			45	180	(R2～) 報償金、保険料、夏休み子ども学び塾体験 料負担金ほか (財源) ・夏休み子ども学び塾参加料 45

※は別紙に事業シート有



(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	【拡充】 図書館管理費	116,537				116,537	市立図書館指定管理委託料、新図書館 オープニング式典委託料、借上料ほか
	【新規】 ※資料20 新荒尾市立図書館開館記 念イベント事業費	1,117			1,117		講師謝金、普通旅費 (財源) ・地域活性化基金繰入金 1,117
	青少年防犯パトロール強化 事業費	2,407				2,407	基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほ か
	宮崎兄弟顕彰事業費	491				491	報償金、普通旅費、食糧費ほか
	あらお子どもスポーツ教室事 業費	4,250			360	3,890	基本報酬、報償金、カリキュラム作成等委 託料ほか (財源) ・子どもスポーツ教室参加料 360
	【新規】 ※資料21 荒尾市出身トップアスリート 交流事業費	2,989			2,989		報償金、消耗品費、手数料ほか (財源) ・地域活性化基金繰入金 830 ・地域スポーツ活動助成金 2,159
	【新規】 ロアツ熊本交流事業費	572			572		報償金、消耗品費、借上料ほか (財源) ・地域活性化基金繰入金 572
	給食センター調理・配送等 業務委託料	35,640			8,072	27,568	(H28～) 委託料 (財源) ・長洲町学校給食受託事業収入 8,072
	【新規】 荒尾市・長洲町学校給食セ ンター協議会負担金	120,000				120,000	負担金
	学校給食費無償化事業費	106,778				106,778	(H29～) 学校給食費無償化補助金
	給食センター管理費(会計 年度任用職員任用)	2,558			579	1,979	基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほ か (財源) ・長洲町学校給食受託事業収入 579
	給食センター整備推進事業 費	7,790			1,919	5,871	消耗品費、手数料、借上料ほか (財源) ・長洲町負担金 1,919

※は別紙に事業シート有

## 投資的経費の内訳

(単位:千円)

区 分	事業費	左の財源内訳				前年度(R3)		増減額・率		
		特定財源			一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	
		国県支出金	地方債	その他						
1 普通建設事業 (7) + (1)	(1,886,204)	(652,939)	(773,900)	(81,030)	(378,335)			411,404	225,946	
	2,297,608	808,872	805,700	78,755	604,281	1,886,204	378,335	21.8%	59.7%	
内 訳	(7) 補助事業	(1,128,539)	(643,439)	(378,590)	(63,910)	(42,600)			207,887	12,340
	(1) 単独事業	1,336,426	796,365	469,530	15,591	54,940	1,128,539	42,600	18.4%	29.0%
2 災害復旧事業	(757,665)	(9,500)	(395,310)	(17,120)	(335,735)			203,517	213,606	
	961,182	12,507	336,170	63,164	549,341	757,665	335,735	26.9%	63.6%	
2 災害復旧事業	(10,084)				(10,084)			165	165	
	10,249				10,249	10,084	10,084	1.6%	1.6%	
合計 (1 + 2)	(1,896,288)	(652,939)	(773,900)	(81,030)	(388,419)			411,569	226,111	
	2,307,857	808,872	805,700	78,755	614,530	1,896,288	388,419	21.7%	58.2%	

( )書:前年度数値

## (補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	介護予防拠点整備事業費	8,910	8,910	県10/10	8,910				介護予防拠点整備事業補助金 8,910千円×1か所 (財源) ・県補助金 8,910
	【新規】 地域医療介護総合確保基金事業費	23,650	23,650	県10/10	23,650				施設転換整備事業補助金、看取り環境整備事業補助金、簡易陰圧装置設置補助金(新型コロナ対策) (財源) ・県補助金 23,650
	※資料4 【拡充】 放課後児童クラブ施設整備費	116,466	(工事) 57,318 (備品) 国1,000 県 306	(工事) 国5/6 県1/12 (備品) 国1/3 県1/3	52,975	47,900	15,591		一小放課後児童クラブ施設整備工事、備品購入費 (財源) ・国庫補助金 48,097 ・県補助金 4,878 ・社会福祉振興基金繰入金 15,591 ・児童福祉施設整備事業債 47,900
	保育所等施設整備事業費	1,202	1,602	国2/3 市1/12 事業者1/4	1,067			135	あけぼの幼稚園門扉改修工事補助 (財源) ・国庫補助金 1,067
	計	150,228	92,480		86,602	47,900	15,591	135	
4 衛生費	※資料9 【新規】 地球温暖化対策事業費	191,000	191,000	定額	191,000				住宅用太陽光発電システム等設置補助金、事業者用太陽光発電システム等設置補助金 (財源) ・国庫補助金 191,000
	合併処理浄化槽設置補助事業費	17,514	17,514	国1/3 県1/3未満	7,884			9,630	45基 (財源) ・国庫補助金 5,838 ・県補助金 2,046
	計	208,514	208,514		198,884			9,630	
6 農林水産業費	土地改良施設維持管理適正化事業費	442						442	菜切川左岸排水機場補修負担金 ※長洲町に対する負担金(国庫補助事業)
	計	442						442	
8 土木費	社会資本整備総合交付金事業費(中央野原線)	102,000	102,000	国55/100	56,100	41,310		4,590	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 56,100 ・道路橋梁事業債 41,310
	社会資本整備総合交付金事業費(万田田添線)	69,900	69,900	国55/100	38,445	28,300		3,155	補償調査委託料、用地取得費、補償金 (財源) ・国庫補助金 38,445 ・道路橋梁事業債 28,300
	社会資本整備総合交付金事業費(川後田府本線)	8,550	8,550	国55/100	4,702	3,460		388	用地取得費、補償金 (財源) ・国庫補助金 4,702 ・道路橋梁事業債 3,460
	【新規】 社会資本整備総合交付金事業費(金山六栄線)	9,600	9,600	国50/100	4,800	4,300		500	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 4,800 ・道路橋梁事業債 4,300
	【新規】 社会資本整備総合交付金事業費(増永7号線)	17,500	17,500	国50/100	8,750	7,870		880	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 8,750 ・道路橋梁事業債 7,870
	【新規】 社会資本整備総合交付金事業費(野原赤田線)	49,000	49,000	国55/100	26,950	19,800		2,250	測量委託料、設計委託料 (財源) ・国庫補助金 26,950 ・道路橋梁事業債 19,800

※は別紙に事業シート有

## (補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
	道路メンテナンス補助事業費 (橋梁補修)	18,023	18,023	国55/100	9,912	7,290		821	工事請負費(3橋) (財源) ・国庫補助金 9,912 ・道路橋梁事業債 7,290
	海岸メンテナンス事業費 (荒尾港海岸堤防)	150,000	150,000	国50/100	75,000	67,500		7,500	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 75,000 ・海岸保全事業債 67,500
	公園施設長寿命化対策事業費	26,000	26,000	国50/100	13,000	11,700		1,300	工事請負費(京侍公園ほか) (財源) ・国庫補助金 13,000 ・都市公園事業債 11,700
	※資料16  【一部新規】 住宅・建築物安全ストック形成事業費	31,236	31,236	(耐震診断) 国1/3 県1/3 (緊急輸送) 国1/3 県1/6 (がけ地) 国1/2 県1/4 (耐震設計) 国1/3 県1/3 (耐震改修) 国11.5% 県38.5% (建替工事) 国11.5% 県11.5% (シェルター) 国1/4 県1/4 (総合支援) 国2/5 県2/5 (アスベスト) 国1/3 県1/6	26,383			4,853	戸建木造住宅耐震診断事業補助金 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 戸建木造住宅耐震設計事業補助金 戸建木造住宅耐震改修工事業補助金 戸建木造住宅建替工事補助金 戸建木造住宅耐震シェルター工事補助金 戸建木造住宅総合支援事業補助金 アスベスト緊急改修促進事業補助金 (財源) ・国庫補助金 15,455 ・県補助金 10,928
	公営住宅ストック総合改善事業費	193,350	193,350	国50/100	96,675	96,600		75	外壁調査・設計委託(八幡台団地)、工事請負費(ひばりヶ丘団地、八幡台団地) (財源) ・国庫補助金 96,675 ・公営住宅建設事業債 96,600
	計	675,159	675,159		360,717	288,130		26,312	
9	消防費								
	消防団備品整備事業費	5,272	5,272	国1/3	1,757			3,515	発電機20台、LED投光器20台 (財源) ・国庫補助金 1,757
	計	5,272	5,272		1,757			3,515	
10	教育費								
	国重要文化財建造物保存修理事業費	260,811	260,811	国50/100	130,405	117,300		13,106	設計及び監理委託料、保存修理工事ほか (財源) ・国庫補助金 130,405 ・社会教育施設整備事業債 117,300
	荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費	36,000	36,000	国50/100	18,000	16,200		1,800	公園内施設照明更新工事、児童公園遊具改修 (財源) ・国庫補助金 18,000 ・都市公園事業債 16,200
	計	296,811	296,811		148,405	133,500		14,906	
	合計	1,336,426	1,312,398		796,365	469,530	15,591	54,940	

※は別紙に事業シート有

## ( 単 独 事 業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	【新規】 秘書課公用車購入費	4,700		4,100		600	公用車購入費 (財源) ・低公害車導入事業債 4,100
	庁舎施設改修費	40,733				40,733	庁舎内空調設備設計業務委託料、庁舎内照明LED取替工事
	普通財産施設改修費	5,647				5,647	旧五中トイレ改修工事
	小袋工芸館施設改修費	13,890				13,890	既設電灯LED化、空調改修工事
	メディア交流館施設改修費	913				913	既設電灯LED化
	みどり蒼生館施設改修費	1,056				1,056	既設電灯LED化
	荒尾総合文化センター施設改修費	13,238				13,238	駐車場外灯照明更新、舞台照明設備装置修繕、小ホールインカム装置更新、大ホールプロジェクター更新
	地域防犯施設整備事業費	1,850		1,500		350	自動車購入費 (財源) ・低公害車導入事業債 1,500
計	82,027		5,600		76,427		
3 民生費	清里保育園施設改修費	23,072				23,072	保育室床張り替え・ふすま取替え、サッシ改修、外壁調査設計委託料、地域イントラ拠点追加工事、照明器具LED工事、トイレ改修工事
	計	23,072				23,072	
4 衛生費	斎場施設改修費	11,774				11,774	再熱炉内耐火物打替え、発電機修繕
	リレーセンター施設改修費	3,547				3,547	中継棟設備維持管理部品
	金山最終処分場施設改修費	2,843				2,843	PH計更新
	松ヶ浦環境センター施設改修費	35,750				35,750	曝気プロフB号機整備ほか
	合併処理浄化槽設置補助事業費	548				548	公民館合併処理浄化槽設置補助金(1基)
計	54,462				54,462		

※は別紙に事業シート有

## (単独事業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
6 農林水産業費	農漁業生産施設助成金	7,200				7,200	道路、水路
	県営土地改良総合整備事業費	21,648				21,648	用地取得費
	有明海環境改善事業補助金	4,000				4,000	補助金
	水産基盤整備交付金事業(漁港漁場整備分)補助金	1,560	1,560				補助金 (財源) ・県補助金 1,560
	水産基盤整備交付金事業(水産業共同利用施設整備分)補助金	2,994	1,497			1,497	補助金 (財源) ・県補助金 1,497
計	37,402	3,057				34,345	
7 商工費	観光施設改修費	5,940				5,940	旧観光物産館キュービクル更新工事
	【新規】※資料13 炭鉱電車保存整備事業費	140,746		126,600		14,146	保存整備監理委託料、輸送委託料、保存整備工事請負費ほか (財源) ・観光施設整備事業債 126,600
	工業団地土地賃貸事業費	19,085			15,835	3,250	用地取得費 (財源) ・土地賃貸料 15,835
計	165,771		126,600	15,835		23,336	
8 土木費	道路施設改修費	70,500		6,000		64,500	西原四山12号線側溝改良工事、東屋形16号線外1件道路改良工事ほか (財源) ・道路橋梁事業債 6,000
	道路改良事業費	34,986		12,170		22,816	用地取得費、社会資本整備(道路)事務費等 (財源) ・道路橋梁事業債 12,170
	交通安全施設整備事業費	8,000				8,000	交通安全対策特別交付金対象事業
	海岸堤防事業費	7,500		6,700		800	海岸メンテナンス(海岸堤防)事務費 (財源) ・海岸保全事業債 6,700
	一般排水路施設改修費	30,000				30,000	排水路改良工事(牛水地区、宮内地区、上平山地区外1件)
	公園施設長寿命化対策事業費	3,100		2,700		400	社会資本整備(都市公園)事務費 (財源) ・都市公園事業債 2,700
	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費	6,000	6,000				土砂災害特別警戒区域からの移転補助 (財源) ・県補助金 6,000
	ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業費	2,000	1,000			1,000	(R2～) ユニバーサルデザイン改修に対する補助 (財源) ・県補助金 1,000
	公営住宅ストック総合改善事業費(単独分)	21,355				21,355	工事請負費(ひばりヶ丘団地、八幡台団地)の補助対象外経費
計	183,441	7,000	27,570			148,871	

※は別紙に事業シート有

## ( 単 独 事 業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
9 消 防 費	消防施設新設費	44,735		44,600		135	防火水槽新設工事、消防団格納庫・ホース乾燥塔(2-1)新設工事、格納庫用地(2-1)分筆測量委託料 (財源) ・消防施設整備事業債 44,600
	防災備蓄倉庫整備事業費	2,387		2,300		87	防災備蓄倉庫(第四中学校) (財源) ・防災施設整備事業債 2,300
	計	47,122		46,900		222	
10 教 育 費	小学校施設改修費	86,566		47,400		39,166	平井小法面改修工事、府本小プールサイド改修工事、八幡小高圧ケーブル更新工事、清里小体育倉庫建替工事、一小プール西側排水対策工事 (財源) ・小学校施設整備事業債 47,400
	中学校施設改修費	58,163		38,000		20,163	LED設置工事、海陽中・四中放送設備更新工事 (財源) ・中学校施設整備事業債 38,000
	文化財関連施設改修費	4,900	2,450			2,450	別当塚古墳群保存整備等委託料、消耗品費 (財源) ・県補助金 2,450
	運動公園施設改修費	18,813				18,813	アーチェリー場防草シート張り委託料、市民プール脱衣所トイレ給水管改修工事、ウォーキングロード舗装補修工事、除草用スポーツトラクター購入
	給食センター整備推進事業費	199,443		44,100	47,329	108,014	外構工事、備品購入費、給食配送車購入費 (財源) ・長洲町負担金 47,329 ・学校給食施設整備事業債 44,100
	計	367,885	2,450	129,500	47,329	188,606	
	合 計	961,182	12,507	336,170	63,164	549,341	

※は別紙に事業シート有

( 災害復旧事業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
11 災 害 復 旧 費	農業災害復旧費	1,003				1,003	修繕費、手数料、測量委託料ほか
	土木災害復旧費	9,246				9,246	手数料、測量委託料、工事請負費ほか
	計	10,249				10,249	
	合 計	10,249				10,249	



## 特別会計繰出金

(単位:千円)

区 分	金 額	左 の 財 源 内 訳				前年度 (R3)	増減額
		特 定 財 源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
国民健康保険	627,512	283,593			343,919	629,588	△ 2,076
介護保険	959,179	67,945			891,234	951,118	8,061
後期高齢者医療	282,602	181,454			101,148	261,160	21,442
南新地土地区画整理事業	210,655				210,655	110,635	100,020
計	2,079,948	532,992			1,546,956	1,952,501	127,447

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料1

⑨新規・拡充	予算	款	02総務費	項	01総務管理費	目	07企画費																																																				
事業名	荒尾市制80周年記念事業費																																																										
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標							所管 部局	総合政策課																																																		
	具体的な施策																																																										
本年度 予算額 (千円)	419	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源																																																				
						419																																																					
目的・趣旨	<p>本市は、昭和17年4月1日、荒尾町、平井村、有明村、八幡村及び府本村の5つの町村が合併して市制を施行。昭和30年には清里村の一部を編入し、令和4年4月1日に市制80周年を迎える。この節目に当たり、市制80周年記念事業のオープニングとして記念式典を開催し、先人たちの功績をたたえとともに、これまでの荒尾市の歴史や文化を踏まえ、未来への飛躍の年となるよう、市民と一緒に80周年を祝うことを目的とする。</p>																																																										
事業概要等	<p>&lt;記念式典&gt; 日時：令和4年4月3日(日)午後1時30分～午後3時45分 場所：荒尾総合文化センター</p> <p>来賓、市政功労者及び各関係団体の代表者、合計650人程度を招待</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="7"></td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;">・記念式典出演者謝金</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">145</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・一般消耗品費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">232</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・食糧費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">39</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・駐車料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">3</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>																(千円)				・記念式典出演者謝金						145				・一般消耗品費						232				・食糧費						39				・駐車料						3		
							(千円)																																																				
	・記念式典出演者謝金						145																																																				
	・一般消耗品費						232																																																				
	・食糧費						39																																																				
	・駐車料						3																																																				
主な 特定財源 (千円)	地域活性化基金繰入金 419																																																										

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料2

新規・拡充	予算	款 03民生費	項 01社会福祉費	目 01社会福祉総務費					
事業名	地域福祉計画策定事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	②誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる						所管 部局	福祉課
	具体的な施策	②-2-(エ)多様性を尊重し支え合う地域づくり							
本年度 予算額 (千円)	7,360	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
							7,360		
目的・趣旨	<p>少子高齢化問題や環境問題、情報化社会の急速な発達、地方分権など、地域における様々な課題が顕在化し、地域福祉を取り巻く環境はますます複雑化、多様化している。そのような中、地域の人と人とのつながりを大切にし、子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みを市民、地域及び行政が手を携えてつくり、それを持続させていくことが求められている。</p>								
事業概要等	<p>地域福祉推進の基盤や体制づくりを推進するため、本市の「地域福祉計画」並びにそれを実行するための住民活動及び行動のあり方を定める荒尾市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に検討し、「荒尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(第4期)として策定することで、基本理念を共有し、行政や住民、地域福祉団体、ボランティア、NPO、事業所など地域に関わるものの役割や協働で取り組む事項を明確にし、実効性のある計画とする。</p> <p>計画策定に当たっては、市民一人一人の努力(自助)、地域社会など市民同士の相互扶助(共助)、公的な制度(公助)の連携を図る。</p> <p>&lt;委員会の内訳&gt;  1回:概要説明  2回:3期計画の検証  3回:素案作成  4回:最終案作成  計4回</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進委員会委員報酬 393</li> <li>・費用弁償 4</li> <li>・地域福祉計画策定委託料 6,963</li> </ul>								
主な 特定財源 (千円)									

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料3

<p>○(新規)・拡充</p>	<p>予算</p>	<p>款 03民生費</p>	<p>項 01社会福祉費</p>	<p>目 01社会福祉総務費</p>				
<p>事業名</p>	<p>認知症コホート大規模調査事業費</p>							
<p>重点戦略『あらお未来プロジェクト』</p>	<p>基本目標</p>	<p>②誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる</p>					<p>所管部局</p>	<p>保険介護課</p>
	<p>具体的な施策</p>	<p>②-1-(ア)ライフステージに応じた疾病予防</p>						
<p>本年度予算額(千円)</p>	<p>48</p>	<p>財源内訳</p>	<p>国庫支出金</p>	<p>県支出金</p>	<p>地方債</p>	<p>その他</p>	<p>一般財源</p>	<p>48</p>
<p>目的・趣旨</p>	<p>平成28年度から本市が研究対象地域として協力している「健康長寿社会を目指した大規模認知症コホート研究」に係る大規模調査を、研究代表の九州大学や研究協力機関の熊本大学と共に実施する。 大規模調査を行うことで、日本の認知症研究の促進とそれによる認知症の予防法や治療法の確立に寄与する。また、本調査により得られた健康調査データや当該研究で判明した事項を活用した本市の保健医療福祉施策の展開につなげることで、市民の健康寿命の延伸を目指す。</p>							
<p>事業概要等</p>	<p>大規模認知症コホート研究に必要なデータを収集するため、令和4年秋に熊本大学と共に約1,500人(予定)の本市高齢者を対象に2回目となる大規模調査を実施する。対象となる高齢者は、前回(平成28年度)の大規模健康調査に参加した者のほか、新たに参加を希望した高齢者を想定している。健康調査では、市内の医療機関や介護サービス事業所の協力を得て、問診や血液検査、MRIの撮影などを行う。 大規模調査では、多くの従事者を要するため、本市と熊本大学で平成29年に締結した「包括連携協定」に基づき、全庁的な体制により実施する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・普通旅費 48</p>							
<p>主な特定財源(千円)</p>								

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料4

新規(拡充)	予算	款 03民生費	項 02児童福祉費	目 01児童福祉総務費				
事業名	放課後児童クラブ施設整備費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管部局	子育て支援課
	具体的な施策	①-3-(イ)ニーズに合わせた保育環境の整備						
本年度予算額(千円)	116,466	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
			48,097	4,878	47,900	15,591		
目的・趣旨	一小校区で放課後児童クラブを運営してきた社会福祉法人が、法人の経営方針により事業から撤退することが決定している。事業者の撤退後も児童が安心して過ごせるよう荒尾第一小学校敷地内に放課後児童クラブを整備し、保護者の就労や子育ての支援を行う。							
事業概要等	<p>令和5年度の開設に向け、荒尾第一小学校敷地内に放課後児童クラブを整備する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一小放課後児童クラブ施設整備工事費 112,468</li> <li>・備品購入費 3,998</li> </ul>							
主な特定財源(千円)	放課後児童クラブ整備費国庫補助金 47,764 放課後子ども環境整備事業費国庫補助金 333 放課後児童クラブ整備費県補助金 4,776 放課後子ども環境整備事業費県補助金 102 児童福祉施設整備事業債 47,900 社会福祉振興基金繰入金 15,591							

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料5

⑨新規・拡充	予算	款 03民生費	項 02児童福祉費	目 01児童福祉総務費				
事業名	放課後児童クラブ運営委託事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管部局	子育て支援課
	具体的な施策	①-3-(イ)ニーズに合わせた保育環境の整備						
本年度予算額(千円)	69	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							69	
目的・趣旨	<p>学童保育への需要が年々増加する中、3か所の放課後児童クラブを直営で運営してきたが、学童保育従事者の資格が明確化されてからは、有資格者と無資格者のシフト構成や支援員不足の問題が常にあり、子育て支援課職員が学童保育に従事することが常態化し、他の業務に支障を来している。</p> <p>児童の健全な育成を図ることを目的に設置した荒尾市放課後児童クラブの運営業務について、豊富な経験と高い専門知識を有する民間事業者へ委託することで、より効率的、効果的にその目的を達成する。</p>							
事業概要等	<p>平井小放課後児童クラブ、有明小放課後児童クラブ、清里小放課後児童クラブ及び令和5年度開設予定の荒尾第一小学校放課後児童クラブ(仮)の運営業務について、令和4年度に公募型プロポーザル方式を実施し、令和5年度から民間事業者へ委託する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル評価委員会委員報酬 60</li> <li>・費用弁償 9</li> </ul> <p>(令和5年度～令和7年度債務負担行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荒尾市放課後児童クラブ運営委託料 108,339</li> </ul> <p>(財源内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童対策事業費国庫補助金 22,050</li> <li>・放課後児童対策事業費県補助金 22,050</li> <li>・放課後児童クラブ施設利用料 34,407</li> <li>・一般財源 29,832</li> </ul>							
主な特定財源(千円)								

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料6

⑨新規・拡充	予算	款 04衛生費	項 01保健衛生費	目 03予防費				
事業名	市町村母子保健事業費(6~7か月児相談)							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管 部局	すこやか未来課
	具体的な施策	①-2-(ア)母子保健事業の充実						
本年度 予算額 (千円)	216	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							216	
目的・趣旨	<p>平成26年度から、それまで集団方式により実施していた3~4か月児及び9~10か月児健診を市内小児科医療機関での個別方式に変更。市が乳児期に直接実施する事業としては、離乳食教室や育児相談があるが、参加は希望者のみであるため、多くの家庭が産後1か月頃に実施する赤ちゃん訪問後、1歳6か月児健診まで指導等を受ける機会がない状況である。健診個別化後、1歳6か月健診時に生活リズムや食生活等に課題がある児が多く見受けられるようになったことから、離乳食開始後の6~7か月児全員を対象とした相談事業を行うことにより、乳児期の支援の充実を図り、切れ目のない支援を行うことができる。</p>							
事業概要等	<p>対象者:6~7か月児及び保護者            実施回数:月1回 午前・午後2時間程度            内容:保健師、栄養士及び歯科衛生士による集団指導を実施            会場:中央公民館(視聴覚室又は体育室)</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本報酬(会計年度任用職員パートタイム) 114</li> <li>・母子保健推進員研修医師報償金 82</li> <li>・費用弁償(会計年度任用職員パートタイム) 20</li> </ul>							
主な 特定財源 (千円)								

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料7

新規(拡充)	予算	款 04衛生費	項 01保健衛生費	目 03予防費					
事業名	子育て世代包括支援センター事業費(産後ケア事業(宿泊の追加))								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる						所管部局	すこやか未来課
	具体的な施策	①-2-(ア)母子保健事業の充実							
本年度予算額(千円)	841	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
			420			118	303		
目的・趣旨	<p>現在実施中の産後ケア事業(訪問型、デイサービス型)に、新たに宿泊型を追加することで、支援の充実を図る。産後ケア事業宿泊型は、出産後間もない産婦及び乳児を産科医療機関に宿泊させ、専門的ケアや指導等を提供するものであり、産婦の心身の回復促進や育児技術の習得による不安軽減等につなげることができ、子育て家庭の負担軽減や児童虐待防止等を図る。</p>								
事業概要等	<p>対象者:産後4か月までの産婦及びその乳児であって、母親の体調不良や育児不安等があるものの、家族等からの支援が十分に得られない者          実施回数:1人当たり6泊まで          内容:産科医療機関に宿泊させ、必要となるケアや指導等を実施          会場:市内及び大牟田市産科医療機関          委託料(1泊当たり):25,000円(多胎児加算3,750円)          自己負担額(1泊当たり):課税世帯5,000円、非課税・生活保護世帯1,000円</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・産後ケア事業デイサービス等委託料 841</p>								
主な特定財源(千円)	妊娠・出産包括支援事業費国庫補助金 420 実費徴収金 118								



【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料8

新規・拡充	予算	款	04衛生費	項	01保健衛生費	目	05公害対策費	
事業名	ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費(荒尾干潟ラムサール条約登録10周年記念事業)							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	⑤先進的で持続可能なまちをつくる					所管 部局	環境保全課
	具体的な施策	⑤-2-(ウ)荒尾干潟の保全						
本年度 予算額 (千円)	755	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							755	
目的・趣旨	令和4年7月に荒尾干潟がラムサール条約登録10周年を迎えることから、ラムサール条約登録地である鹿島市や佐賀市と共に登録10周年を記念した事業を実施し、ラムサール条約や荒尾干潟の重要性について周知啓発を行うとともに、荒尾干潟に親しみを持ってもらい干潟への来訪者の増加を図る。							
事業概要等	<p>「荒尾干潟の日」である7月3日にラムサール条約登録10周年記念事業を実施する。荒尾干潟の保全と活用について、ラムサール条約登録3市連携会議のメンバーである鹿島市と佐賀市、干潟の再生活動に取り組んでいる福岡大学の渡辺教授らと共に荒尾総合文化センターで講演を行う。</p> <p>あわせて、荒尾干潟水鳥・湿地センターでは、干潟でゴミを拾った子供を対象としてアサリのつかみ取りや荒尾干潟の歴史が分かる写真の展示、小学生による干潟の詩の発表などを実施する。このほか、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会の各会員が登録10周年を盛り上げる事業を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業補助金 755 (10周年事業分)</li> <li>【事業内訳】</li> <li>・記念事業ポスター(500枚)・チラシ(30,000枚)作製 204</li> <li>・ポスター入賞者副賞 5</li> <li>・講演参加者謝金・交通費 111</li> <li>・小学生による荒尾干潟の詩の発表謝礼 25</li> <li>・記念式典司会者・手話通訳者謝金(各20,000円) 40</li> <li>・来場者用記念品配付(海苔) 100</li> <li>・イベント(清掃活動)参加のアサリつかみ取り及びマジック配布 (アサリ・マジック代) 120</li> <li>・湿地センター来場者への貝汁の配付 110</li> <li>・消耗品(写真展示のインク・パネル等) 40</li> </ul>							
主な 特定財源 (千円)								

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料9

新規・拡充	予算	款 04衛生費	項 01保健衛生費	目 05公害対策費					
事業名	地球温暖化対策事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	⑤先進的で持続可能なまちをつくる						所管部局	環境保全課
	具体的な施策	⑤-2-(ア)脱炭素社会の実現							
本年度予算額(千円)	191,635	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
			191,000				635		
目的・趣旨	<p>地球温暖化が原因とされる自然災害が多く発生する中、地球温暖化対策として国や県は温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにする目標を掲げている。</p> <p>本市も令和3年3月議会において2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ宣言を行い、令和3年度に排出量を実質ゼロにする実行計画を策定した。この計画を基に市民、事業者及び行政が削減に取り組み、再生可能エネルギーの活用及びエネルギーの地産地消を普及させ脱炭素・循環型社会への転換に取り組む。</p>								
事業概要等	<p>荒尾市環境審議会において前年度の取組の成果について検証し、今後の課題の抽出や取組の検討を行い、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に沿った施策の計画的な推進を図る。</p> <p>再生可能エネルギーを導入・活用し、エネルギーの地産地消を行うことのメリットや省エネルギーの取組が与える二酸化炭素削減効果についてを分かりやすく掲載した啓発チラシを作成し、市民及び事業者に配布を行い、地球温暖化対策を自分事として捉えるきっかけを作り、市民・事業者の自主的な行動を促す。</p> <p>国の補助事業を活用し、一般住宅や事業者への太陽光発電設備及び蓄電池の設置に対して補助を行う。再生可能エネルギー導入を推進し、電力の地産地消を拡大することで本市から排出される二酸化炭素量を削減し、地球温暖化防止を図る。</p>								
								(千円)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境審議会委員報酬 158</li> <li>・環境審議会委員旅費 209</li> <li>・地球温暖化対策啓発チラシ作製費 268</li> <li>・太陽光発電設備・蓄電池設置補助金 191,000</li> </ul>								
主な特定財源(千円)	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 191,000								

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料10

新規・拡充	予算	款	06農林水産業費	項	01農業費	目	03農業振興費		
事業名	農水産物地産地消推進事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	③雇用の確保と所得の向上で安定した暮らしをつくる					所管部局	農林水産課	
	具体的な施策	③-2-(ウ)地域経済循環の促進							
本年度予算額(千円)	2,600	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
			1,300				1,300		
目的・趣旨	<p>農家の高齢化による経営規模縮小、農家の減少、社会情勢や自然災害による販売価格の不安定化等が課題となっている。          農水産物の地産地消を推進することで、農家の所得向上、地域経済の循環等につなげる。</p>								
事業概要等	<p>市内農家や市内飲食店と連携し、市内で生産された農水産物を使用したグルメフェアを開催する。          また、農業を手伝いたい地域内外の来訪者等と農作業を手伝ってほしい農家をマッチングさせ、荒尾の農業の魅力発信・農家の負担軽減を図る。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グルメフェア運営支援委託料 2,000</li> <li>・人材マッチング支援委託料 600</li> </ul>								
主な特定財源(千円)	地方創生推進交付金 1,300								

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料11

新規(拡充)	予算	款 06農林水産業費	項 01農業費	目 03農業振興費					
事業名	農水産物販路拡大推進事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	③雇用の確保と所得の向上で安定した暮らしをつくる						所管部局	農林水産課
	具体的な施策	③-2-(イ)農水産業の成長産業化							
本年度予算額(千円)	10,000	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
			5,000				5,000		
目的・趣旨	<p>本市を代表する特産品「荒尾梨」については、「荒尾ジャンボ梨」というブランドを定着させ、知名度及び人気の向上並びに販売促進につながっている一方で、近年の自然災害及び異常気象により10月が収穫シーズンである新高梨の栽培リスクの高まりや梨の木の老木化、農家の高齢化等により、廃園する梨農家が増加している状況となっている。</p> <p>また、販路については、庭先販売と個人市場出荷が中心であるが、社会情勢、風習、家族構成等の変化により贈答品用の需要が激減しており、市場出荷についても安値で推移していることから、梨農家の経営が不安定な状況が続いている。</p> <p>以上のことを踏まえて、梨農家の経営安定化及び農業所得の向上、持続可能な梨産地の維持等につなげることを目的に販路拡大を図るものである。</p>								
事業概要等	<p>令和3年度に策定するマーケティング戦略やブランド開発に基づき、ネット販売を中心とした高付加価値販売支援や地域内での「あきづき」の認知度向上に取り組む。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルタイアップ企画の実施 各デジタル広告及びSNS施策</li> <li>・販促ツールの制作 リーフレットデザイン案、店頭ツール(ポップ等)及び各種デザイン開発</li> <li>・既存ECサイトの魅力化(ふるさと納税・JAたまなECサイト) 運営等各システム構築</li> <li>・地域内での「あきづき」認知度の向上 「あきづき」販売促進イベント・販売会等の実施</li> </ul> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・荒尾梨販路拡大プロジェクト業務委託料 10,000</p>								
主な特定財源(千円)	地方創生推進交付金 5,000								

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料12

新規(拡充)	予算	款	07商工費	項	01商工費	目	02商工振興費			
事業名	特産品開発事業費									
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	③雇用の確保と所得の向上で安定した暮らしをつくる					所管 部局	産業振興課		
	具体的な施策	③-2-(イ)農水産業の成長産業化								
本年度 予算額 (千円)	3,928	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源			
			1,451				2,477			
目的・趣旨	<p>市内で生産される一次産品を活用した加工品を製造・販売することで、高付加価値化を図るとともに年間を通じて販売することで、生産者・加工業者の所得向上に寄与する。また、それらを使ったプロモーションを行い、本市の知名度向上を図る。さらには、道の駅あらお(仮称)の開業に向け、品ぞろえの充実を図る。</p>									
事業概要等	<p>1 これまでに開発した特産品等をブラッシュアップし、販売を促進するため、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マーケティング調査の実施</li> <li>・販路開拓に向けたプロモーションの実施</li> <li>・生産者や加工事業者の意向を把握するためのワークショップやヒアリング等の実施</li> <li>・マーケティングや商品開発、経営に関する人材育成セミナー等の開催</li> </ul> <p>※令和2～4年度の3か年事業とし、令和4年度は販路開拓に向けた支援や事業推進体制の構築に向けた人材育成を進める。</p> <p>2 市内の農家、飲食店、小売店に対して、農産物や既存の商品を更に売れる商品にするための支援を行い、販売する団体に対して必要な経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への商品提案等の支援に係る費用</li> <li>・パッケージデザイン・作成に係る費用</li> <li>・販売促進に係る費用 等</li> </ul> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通旅費 26</li> <li>・特産品開発等推進業務委託料 2,902</li> <li>・売れる商品化支援事業補助金 1,000</li> </ul>									
主な 特定財源 (千円)	地方創生推進交付金 1,451									

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料13

新規・拡充	予算	款 07商工費	項 01商工費	目 04観光費				
事業名	炭鉱電車保存整備事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	④あらおファンを増やすとともに、移住しやすい環境をつくる					所管 部局	文化企画課
	具体的な施策	④-1-(イ)観光地域づくりの推進						
本年度 予算額 (千円)	140,823	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
					126,600		14,223	
目的・趣旨	三井化学株式会社から寄贈を受ける炭鉱電車2両を万田坑敷地内に保存整備する。実際に専用鉄道敷を走っていた炭鉱電車を展示することで、史実に忠実な歴史的説明が可能であり、採炭から輸送への石炭の動線が視覚化できる。							
事業概要等	<p>1 万田坑炭鉱電車輸送委託料 炭鉱電車2両の輸送(大牟田市→荒尾市)に係る委託料</p> <p>2 万田坑炭鉱電車保存整備工事請負費 炭鉱電車の保存展示に必要な盛土、覆屋や階段設置等の整備工事請負費</p> <p>3 万田坑炭鉱電車保存整備監理委託料 上記工事に係る監理委託料</p> <p>4 埋蔵文化財試掘確認調査重機借上料 史跡内での工事のため、掘削予定箇所をあらかじめ試掘するための重機借上料</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・万田坑炭鉱電車保存整備監理委託料 1,823</li> <li>・万田坑炭鉱電車輸送委託料 8,635</li> <li>・埋蔵文化財試掘確認調査重機借上料 77</li> <li>・万田坑炭鉱電車保存整備工事請負費 130,288</li> </ul>							
主な 特定財源 (千円)	観光施設整備事業債 126,600							

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料14

新規・拡充	予算	款 08土木費	項 02道路橋梁費	目 02道路維持費				
事業名	道路台帳デジタル化事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	⑤先進的で持続可能なまちをつくる					所管部局	土木課
	具体的な施策	⑤-1-(ア)コンパクトシティの推進と道路ネットワークの形成						
本年度予算額(千円)	47,441	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							47,441	
目的・趣旨	<p>現在管理している市道及び準用河川は、紙ベースの台帳で運用しているが、①劣化が激しく、データでのバックアップがない②幅員等の各種数値が現状に即していない③道路台帳は平面図・調書の種類が多く、窓口対応に時間を要する④河川台帳は未整備の河川があるという現状であり、窓口・手続業務、日常の維持管理及び災害復旧においての利活用が難しい。</p> <p>よって、インフラの中核となる道路及び河川の管理業務情報を一元化及び電子化し、①窓口・手続業務の際に人との接触時間を短縮することによる新型コロナウイルスへの感染リスクの低下②近年多発する災害対応の迅速化③道路台帳更新業務における委託費用の削減④道路・河川台帳を基盤とした関連業務へ利活用することで、より質の高い住民サービスを提供することを目的としている。</p>							
事業概要等	<p>市道路線776本(延長291km)、準用河川38本(43km)の紙ベースの台帳を電子化し、情報を一元化する。また、占用物の日常及び更新時の申請手続から料金計算、占用物の確認まで一括して管理できるシステムを構築する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・道路台帳デジタル化業務委託料 47,441</p>							
主な特定財源(千円)								

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料15

⑨新規・拡充	予算	款 08土木費	項 05都市計画費	目 01都市計画総務費				
事業名	荒尾駅周辺地区整備事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	⑤先進的で持続可能なまちをつくる					所管部局	都市計画課
	具体的な施策	⑤-1-(ア)コンパクトシティの推進と道路ネットワークの形成						
本年度予算額(千円)	14,650	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							14,650	
目的・趣旨	令和3年度に荒尾駅及び荒尾駅周辺地区整備構想の策定を行った。南新地土地区画整理事業の進捗を踏まえ、有明海沿岸道路の荒尾北インターから中心市街地への交通動線の検討や駅周辺整備における関係機関との協議を進めるに当たり、より詳細な計画の策定を行い、荒尾駅周辺地区整備基本計画として取りまとめる。							
事業概要等	<p>荒尾駅及び荒尾駅周辺地区整備構想(令和3年度策定)を踏まえ、荒尾駅からあらお海陽スマートタウンまでに連続する地域(都市再生整備計画区域内)において、土地利用や交通・道路計画、まちづくりの取組等の検討を行い基本計画の策定を行う。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・荒尾駅周辺地区整備基本計画策定業務委託料 14,650</p>							
主な特定財源(千円)								



【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料16

新規・拡充	予算	款 08土木費	項 06住宅費	目 01住宅管理費				
事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業費(アスベスト緊急改修促進事業補助金)							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標						所管部局	建築住宅課
	具体的な施策							
本年度予算額(千円)	2,000	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
			1,000	500			500	
目的・趣旨	アスベスト粉じんは発がん性が高く、肺がんや中皮腫にかかるおそれがあり、市民の健康被害を防止するために、平成30年度から民間建築物の吹付アスベスト含有調査の支援補助を行っている。(令和2年度 1件実績) 民間建築物の吹付アスベスト除去等の支援補助を行うことで、アスベスト粉じんの起因による疾患等の健康被害防止がより一層促進される。							
事業概要等	<p>吹付アスベスト等が施工されている民間建築物で、他の補助金等が交付されていないものを対象に、除去等に要する経費に対して助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費:3,000千円 (対象建築物の所有者等が行うアスベスト除去等に要する費用(アスベスト処分費を含む。)、封じ込めに要する費用及び困い込みに要する費用)</li> <li>・補助額:補助対象経費の2/3以内の額 助成限度額:2,000千円</li> <li>・募集予定件数:1件</li> </ul> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・アスベスト緊急改修促進事業補助金 2,000</p>							
主な特定財源(千円)	防災・安全社会資本整備交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業) アスベスト緊急改修促進事業(1件)国補助(1/3):3,000千円×1/3=1,000千円 建築物管理費県補助金(防災・安全社会資本整備県交付金) アスベスト緊急改修促進事業(1件)県補助(1/6):3,000千円×1/6=500千円							

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料17

⑨新規・拡充	予算	款	08土木費	項	06住宅費	目	02住宅建設費		
事業名	移転費等助成事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標						所管部局	建築住宅課	
	具体的な施策								
本年度予算額(千円)	4,275	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
							4,275		
目的・趣旨	<p>荒尾市住宅マスタープランに基づき、老朽化した市営住宅の適切な維持管理と解消を図る取組として、昭和30年代後半に建設された大和団地を対象に、入居者の転居促進を図る。</p>								
事業概要等	<p>大和団地の入居者に対し、中央区団地、桜山団地2丁目、八幡台団地などの耐用年数が残っている中層耐火構造の空き室へ転居を促す。そのため、入居者への意向調査を行う。 引越しなどの大和団地入居者移転補償金として、公営住宅等関連事業推進事業補助要領(国土交通省住宅局長通達)第3の5の一に定める移転費171,000円の補助を行いスムーズな転居を進める。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・家屋等移転補償金 4,275</p>								
主な特定財源(千円)									

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料18

新規・拡充	予算	款 09消防費	項 01消防費	目 05災害対策費					
事業名	防災対策事業費(ハザードマップ更新)								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	⑤先進的で持続可能なまちをつくる						所管部局	防災安全課
	具体的な施策	⑤-3-(ア)防犯防災対策							
本年度予算額(千円)	1,063	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
							1,063		
目的・趣旨	<p>災害時に被害の軽減を図るためには、平常時から自宅や職場が災害危険箇所であるかを確認しておく必要があり、その点で最新の危険箇所を記載したハザードマップにより周知することが重要である。 このため、令和3年度に県が新たに指定した中小河川における浸水想定区域について、対象地域に周知することを目的とする。</p>								
事業概要等	<p>令和3年度に水位周知河川以外の河川について想定し得る最大規模の洪水を想定した「洪水浸水想定区域図」を県が作成したことを受けてハザードマップの更新を行う。</p> <p>対象河川：浦川、増永川、菜切川、行末川</p> <p>配布先：対象河川に係る行政区</p> <p>配布方法：広報に挟み込む形で配布</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・総合防災ハザードマップ更新業務委託料 1,063</p>								
主な特定財源(千円)									

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料19

新規(拡充)	予算	款	10教育費	項	03中学校費	目	02教育振興費	
事業名	中学校フリースクール事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管部局	教育振興課
	具体的な施策	①-4-(イ)豊かな心の育成						
本年度予算額(千円)	15,878	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							15,878	
目的・趣旨	心理的又は情緒的理由により登校できない状態にある児童生徒の学校復帰など、社会的自立のための指導及び支援を行い、当該不登校児童生徒の在籍する学校への復帰を図る。							
事業概要等	令和2年度から2年間の指定校事業として荒尾第三中学校内に適応指導教室(フリースクール)を設置し、専任の指導員によりアウトリーチ型支援を実施したところ、不登校者数の減少等の効果が見られた。よって、令和4年度からは、新たに荒尾海陽中学校と荒尾第四中学校にフリースクールを設置し、不安を抱える生徒が学校内に安心して過ごすことのできる場所を設けることで不登校生徒の学校復帰など、社会的自立を目指し、適応指導、学習指導、教育相談等を行う。							
	<p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本報酬(会計年度任用職員パートタイム) 8,750</li> <li>・時間外報酬(会計年度任用職員パートタイム) 271</li> <li>・期末手当(会計年度任用職員パートタイム) 1,340</li> <li>・健康労働保険料(会計年度任用職員パートタイム) 2,170</li> <li>・費用弁償(会計年度任用職員パートタイム) 346</li> <li>・一般消耗品費 110</li> <li>・燃料費 478</li> <li>・車両・物品等修繕費 20</li> <li>・フリースクール電話利用料 234</li> <li>・保険料 20</li> <li>・車借上料 1,200</li> <li>・備品購入費 939</li> </ul>							
主な特定財源(千円)								

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料20

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	04社会教育費	目	03図書館費		
事業名	新荒尾市立図書館開館記念イベント事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	②誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる					所管 部局	生涯学習課	
	具体的な施策	②-3-(ア)多様な学習機会の提供							
本年度 予算額 (千円)	1,117	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
						1,117			
目的・趣旨	<p>市立図書館の利用者は、年々減少しており、新図書館においても利用者を増やすための取組が求められている。その取組として講演会を実施し、これまで図書館を利用していなかった人々にも図書館や本のすばらしさに気付いてもらい図書館利用者の増加につなげる。なお、この講演会は開館記念及び市制施行80周年記念事業として行う。</p>								
事業概要等	<p>令和4年4月に開館する新図書館の開館記念及び市制施行80周年記念事業として有名作家による講演会を開催し、幅広い年齢層の人々が図書館や本に興味を持つ機会とする。</p> <p>◆作家による講演会の開催 夏休み:児童文学の有名作家による講演会(子ども向け) 秋頃:有名作家による講演会(学生、大人向け)</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝金 900</li> <li>・依頼旅費 217</li> </ul>								
主な 特定財源 (千円)	地域活性化基金繰入金 1,117								

【令和4年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料21

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	05保健体育費	目	01保健体育総務費	
事業名	荒尾市出身トップアスリート交流事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	②誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる					所管 部局	生涯学習課
	具体的な施策	②-3-(イ)スポーツ活動の推進						
本年度 予算額 (千円)	2,989	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
						2,989		
目的・趣旨	市制施行80周年記念事業として、本市出身のトップアスリートを招き交流することにより、トップレベルの技術を感じ、スポーツへの関心や郷土愛の向上を図る。また、本事業により、本市出身のパラリンピアンやプロで活躍する選手の周知を図る。							
事業概要等	市制施行80周年記念事業として、本市出身のトップアスリートを招き、児童を対象としたスポーツ教室、講演会等を2回程度開催する。							
	<p>◆ウィルチェアラグビー教室 講師:乗松聖矢(のりまつ せいや)氏「SMBC日興証券」(清里小・一中)卒 日時:未定 9:30~12:00 会場:市民体育館 対象:市民 参加料:無料</p> <p>◆バスケットボール教室 講師:梅寄英毅(うめぎ えいき)氏「ライジングゼファーフクオカ ヘッドコーチ」(八幡小・四中)卒 藤丸勇海(ふじまる いさみ)氏「ライジングゼファーフクオカ アシスタントコーチ」 ライジングゼファーフクオカ現役選手 日時:令和4年6月5日(日)小学生の部 9:30~12:00、中学生の部 13:00~15:30 会場:市民体育館 対象:市内の小中学生 参加料:無料</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ教室スタッフ謝金 589</li> <li>・記念品賞品 110</li> <li>・依頼旅費 109</li> <li>・スポーツ用具購入費 657</li> <li>・感染症対策消耗品費 42</li> <li>・印刷製本費 440</li> <li>・講師派遣手数料 457</li> <li>・横断幕・懸垂幕作成手数料 213</li> <li>・フロアタイヤ痕清掃手数料 100</li> <li>・教室参加者イベント保険料 24</li> <li>・競技用車いす借上料 248</li> </ul>							
主な 特定財源 (千円)	地域活性化基金繰入金 830 地域スポーツ活動助成金 2,159							

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 647,147 千円  
 (歳出)・社会保障施策に要する経費 10,139,790 千円

【社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名 (目)	経費	事業費の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	老人福祉費	151,736			20,988	20,130	110,618
	身体障害者福祉費	120,000	60,000			9,238	50,762
	福祉手当費	34,224	25,668			1,317	7,239
	障害者自立支援給付費	1,971,511	1,476,603			76,197	418,711
	障害者地域生活支援事業費	45,427	24,525		3,751	2,641	14,510
	児童福祉総務費	754,599	275,549		8,047	72,516	398,487
	児童措置費	2,918,594	2,191,529		73,766	100,583	552,716
	母子福祉費	33,118	20,215			1,987	10,916
	扶助費(生活保護費)	1,530,808	1,153,330			58,117	319,361
小計	7,560,017	5,227,419		106,552	342,726	1,883,320	
社会保険	国民健康保険基盤安定費	376,331	283,593			14,278	78,460
	介護保険給付費	800,421	67,945			112,773	619,703
	後期高齢者医療費	903,761				139,144	764,617
小計	2,080,513	351,538			266,195	1,462,780	
保健衛生	予防費	409,395	221,340		14,597	26,706	146,752
	救急医療対策費	11,814				1,819	9,995
	保健事業費	78,051	2,363		12,680	9,701	53,307
小計	499,260	223,703		27,277	38,226	210,054	
合計	10,139,790	5,802,660		133,829	647,147	3,556,154	

入湯税が充てられる経費

(歳入)・入湯税 5,200 千円  
 (歳出)・入湯税が充てられる経費 135,683 千円

【入湯税が充てられる経費】 (単位:千円)

事業区分	経費	事業費の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	39,968				3,654	36,314
消防施設等の整備	56,615		44,600		1,098	10,917
観光施設の整備	36,000	18,000	16,200		165	1,635
観光振興	3,100				283	2,817
合計	135,683	18,000	60,800		5,200	51,683

# 議第2号資料

## 令和4年度 荒尾市国民健康保険特別会計予算資料

歳入の部

(単位：千円)

款	説明	本年度	前年度	比較		
1	国民健康保険税	一般	医療給付費現年課税分	614,739	603,156	11,583
			医療給付費滞納繰越分	21,585	29,583	△ 7,998
			後期高齢者支援金現年課税分	204,382	201,804	2,578
			後期高齢者支援金滞納繰越分	7,492	9,978	△ 2,486
			介護納付金現年課税分	57,520	54,823	2,697
			介護納付金滞納繰越分	2,862	3,893	△ 1,031
			小計	908,580	903,237	5,343
		退職	医療給付費現年課税分	2	2	0
			医療給付費滞納繰越分	135	209	△ 74
			後期高齢者支援金現年課税分	2	2	0
			後期高齢者支援金滞納繰越分	42	79	△ 37
			介護納付金現年課税分	2	2	0
			介護納付金滞納繰越分	34	66	△ 32
			小計	217	360	△ 143
	計	908,797	903,597	5,200		
2	使用料及び手数料	800	800	0		
4	県支出金	普通交付金	5,598,832	5,171,368	427,464	
		特別交付金	保険者努力支援制度交付金	29,105	24,346	4,759
			特別調整交付金(市町村分)	98,880	103,303	△ 4,423
			傷病手当金	200	200	0
			事務処理標準システム導入交付金	0	60,631	△ 60,631
			県繰入金(2号分)	78,238	67,544	10,694
			特定健康診査等負担金	17,926	18,638	△ 712
			小計	224,349	274,662	△ 50,313
	計	5,823,181	5,446,030	377,151		
5	財産収入	1	1	0		
6	繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(支援分)	122,124	125,362	△ 3,238
			保険基盤安定繰入金(軽減分)	254,207	261,158	△ 6,951
			未就学児均等割保険税繰入金	1,798	0	1,798
			出産育児一時金繰入金	14,000	14,000	0
			事務費繰入金	110,901	111,812	△ 911
			財政安定化支援繰入金	123,152	115,915	7,237
			乳幼児医療費(現物給付分)繰入金	1,330	1,341	△ 11
				小計	627,512	629,588
		財政調整基金繰入金	68,510	100,000	△ 31,490	
	計	696,022	729,588	△ 33,566		
7	繰越金	1	1	0		
8	一般	延滞金	1,000	1,000	0	
		第三者納付金	5,000	5,000	0	
		返納金	50	50	0	
	退職	延滞金	1	1	0	
		第三者納付金	1	1	0	
		返納金	1	1	0	
	雑入	療養費等軽減特例措置分	1	1	0	
		特定健康診査等実費徴収金	1,050	1,114	△ 64	
		雑入	20	3,447	△ 3,427	
		計	7,124	10,615	△ 3,491	
	歳入合計	7,435,926	7,090,632	345,294		



## 歳出の部

(単位：千円)

款	説 明		本年度	前年度	比較
1 総務費	一 般	職員給与費	69,409	72,022	△ 2,613
		管理費 物件費	27,868	82,539	△ 54,671
	小 計		97,277	154,561	△ 57,284
	連合会負担金		2,028	2,040	△ 12
	徴税費(賦課徴収費)		5,928	5,824	104
	運営協議会費		704	704	0
	医療費適正化対策事業費		8,358	9,314	△ 956
計		114,295	172,443	△ 58,148	
2 保険給付費	一 般	療養給付費	4,787,039	4,424,073	362,966
		療養費	28,878	30,246	△ 1,368
		高額療養費	781,870	715,887	65,983
		高額介護合算療養費	1,000	1,000	0
		移送費	30	30	0
	小 計		5,598,817	5,171,236	427,581
	退 職	療養給付費	11	110	△ 99
		療養費	1	10	△ 9
		高額療養費	1	10	△ 9
		高額介護合算療養費	1	1	0
		移送費	1	1	0
	小 計		15	132	△ 117
	審査手数料		12,596	13,032	△ 436
	出産育児一時金		21,000	21,000	0
	出産育児一時金手数料		11	11	0
	葬祭費		2,400	2,400	0
	傷病手当金		200	200	0
計		5,635,039	5,208,011	427,028	
3 国民健康保険事業費納付金	医療給付費分		1,149,057	1,163,842	△ 14,785
	後期高齢者支援金等分		283,175	294,066	△ 10,891
	介護納付金分		104,494	102,823	1,671
計		1,536,726	1,560,731	△ 24,005	
4 共同事業拠出金			5	5	0
6 保健事業費	特定健康診査等事業費		44,061	43,872	189
	保健衛生普及費		31,287	31,057	230
計		75,348	74,929	419	
7 基金積立金			1	1	0
8 公債費			329	329	0
9 諸支出金	一 般	保険税還付金	4,070	4,070	0
		還付加算金	100	100	0
	償還金		10	10	0
	退 職	保険税還付金	2	2	0
		還付加算金	1	1	0
計		4,183	4,183	0	
10 予備費			70,000	70,000	0
歳出合計			7,435,926	7,090,632	345,294

# 議第3号資料

## 令和4年度荒尾市介護保険特別会計予算資料

### < 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 保険料	介護保険料	第1号被保険者保険料	1,007,872	1,005,922	1,950
2款 分担金及び負担金	分担金	利用者負担金	15,671	0	15,671
3款 使用料及び手数料	手数料	総務手数料	1	1	0
		督促手数料	220	220	0
		計	221	221	0
4款 国庫支出金	国庫負担金	介護給付費負担金	1,045,796	1,035,004	10,792
		調整交付金	355,272	374,648	△ 19,376
	国庫補助金	総合事業調整交付金	6,352	5,724	628
		保険者機能強化推進交付金	11,175	9,567	1,608
		介護保険事業費補助金	0	720	△ 720
		地域支援事業交付金	79,823	76,818	3,005
		保険者努力支援交付金	10,473	8,955	1,518
小計	463,095	476,432	△ 13,337		
計	1,508,891	1,511,436	△ 2,545		
5款 支払基金交付金	支払基金交付金	介護給付費交付金	1,533,225	1,514,411	18,814
		地域支援事業支援交付金	34,304	30,913	3,391
		計	1,567,529	1,545,324	22,205
6款 県支出金	県負担金	介護給付費負担金	799,754	787,898	11,856
		地域支援事業交付金	43,087	41,271	1,816
	県補助金	計	842,841	829,169	13,672
7款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	111	70	41
9款 繰入金	一般会計繰入金	介護給付費繰入金	709,826	701,116	8,710
		職員給与費等繰入金	52,428	54,213	△ 1,785
		事務費繰入金	63,243	66,397	△ 3,154
		低所得者保険料軽減繰入金	90,595	88,108	2,487
		地域支援事業繰入金	43,087	41,284	1,803
	小計	959,179	951,118	8,061	
基金繰入金	介護給付費準備基金繰入金	183,374	148,821	34,553	
計	1,142,553	1,099,939	42,614		
10款 繰越金	繰越金		1	1	0
11款 諸収入	延滞金、加算金及び過料	第1号被保険者延滞金	100	100	0
		第1号被保険者加算金	1	1	0
		小計	101	101	0
	雑入	第三者納付金	1	1	0
		返納金	1	1	0
		雑入	3,696	3,695	1
		小計	3,698	3,697	1
計	3,799	3,798	1		
歳 入 合 計			6,089,489	5,995,880	93,609

【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	総務管理費	一般管理費	117,479	115,603	1,876
		連合会負担金	154	129	25
		小計	117,633	115,732	1,901
	徴収費	賦課徴収費	3,270	4,597	△ 1,327
	介護認定審査会費	介護認定審査会費	258	258	0
		認定調査等費	42,321	41,438	883
		認定審査会共同設置負担金	13,490	15,199	△ 1,709
		小計	56,069	56,895	△ 826
	趣旨普及費		215	495	△ 280
	計画策定委員会費		101	98	3
計			177,288	177,817	△ 529
2款 保険給付費	介護サービス等諸費		5,251,020	5,162,286	88,734
	介護予防サービス等諸費		145,646	143,155	2,491
	審査支払手数料		6,184	6,138	46
	高額介護サービス等費		114,481	110,556	3,925
	高額医療合算介護サービス等費		28,021	25,300	2,721
	特定入所者介護サービス等費		133,265	161,498	△ 28,233
	計			5,678,617	5,608,933
5款 地域支援事業費	包括的支援事業・任意事業費		94,043	83,481	10,562
	介護予防・生活支援サービス事業費		118,307	105,041	13,266
	一般介護予防事業費		13,608	13,053	555
	計			225,958	201,575
6款 基金積立金	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	0	70	△ 70
7款 公債費	公債費	利子	500	500	0
8款 諸支出金	償還金及び還付加算金		1,904	1,901	3
	繰出金		222	84	138
	計			2,126	1,985
9款 予備費	予備費		5,000	5,000	0
歳 出 合 計			6,089,489	5,995,880	93,609

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区 分			本年度	前年度	比較
1款 サービス収入	予防給付費収入	介護予防サービス計画費収入	19,200	19,200	0
2款 繰入金	基金繰入金	介護サービス事業基金繰入金	14,561	10,891	3,670
4款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	0	6	△ 6
歳 入 合 計			33,761	30,097	3,664

【歳出】

(単位：千円)

区 分			本年度	前年度	比較
1款 総務費	施設管理費	一般管理費	1,942	1,713	229
2款 事業費	居宅介護支援事業費	介護予防支援事業費	31,619	28,178	3,441
4款 予備費	予備費		200	200	0
5款 基金積立金	介護サービス事業基金積立金		0	6	△ 6
歳 出 合 計			33,761	30,097	3,664

## 令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計予算資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料	442,332	409,151	33,181
	普通徴収保険料	150,944	139,884	11,060
計		593,276	549,035	44,241
2 款 使用料及び手数料	督促手数料	84	84	0
4 款 繰入金	事務費繰入金	40,663	39,899	764
	保険基盤安定繰入金	241,939	221,261	20,678
計		282,602	261,160	21,442
5 款 繰越金	繰越金	1	1	0
6 款 諸収入	延滞金	100	100	0
	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
	後期高齢者医療広域 連合受託事業収入	23,319	23,286	33
	滞納処分費	1	1	0
	雑入	12,089	8,247	3,842
計		37,609	33,734	3,875
歳入合計		913,572	844,014	69,558

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 総務費	一般管理費	50,432	43,275	7,157
	徴収費	2,113	4,636	△ 2,523
計		52,545	47,911	4,634
2 款 後期高齢者医療広域連 合納付金	後期高齢者医療広域 連合納付金	835,316	770,397	64,919
3 款 保健事業費	健康診査費	22,611	22,600	11
	その他健康保持増進費	0	6	△ 6
計		22,611	22,606	5
4 款 諸支出金	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
計		2,100	2,100	0
5 款 予備費	予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		913,572	844,014	69,558

# 議第5号資料

## 令和4年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計予算資料

### 【歳入】

(単位：千円)

区		分		本年度	前年度	比較
1款	保留地処分金	保留地処分金		51,784	310,788	△ 259,004
2款	分担金及び負担金	負担金	土木費負担金	17,440	19,430	△ 1,990
3款	国庫支出金	国庫補助金	土木費国庫補助金	184,500	309,750	△ 125,250
5款	繰入金	他会計繰入金	一般会計繰入金	210,655	110,635	100,020
8款	市債	市債	土木債	1,154,100	304,500	849,600
歳 入 合 計				1,618,479	1,055,103	563,376

### 【歳出】

(単位：千円)

区		分		本年度	前年度	比較
1款	総務費	総務管理費	一般管理費	79,471	93,665	△ 14,194
2款	事業費	南新地事業費		1,499,679	949,849	549,830
3款	公債費	公債費	元金	24,404	1,315	23,089
			利子	13,925	9,274	4,651
		計		38,329	10,589	27,740
4款	予備費	予備費		1,000	1,000	0
歳 出 合 計				1,618,479	1,055,103	563,376

## 令和4年度荒尾市水道事業会計予算資料

## 1. 業務量

項目	本年度	前年度	比較増減	備考
給水戸数(戸)	23,390	23,400	△ 10	前年度決算見込 23,390
年間総配水量(m <sup>3</sup> )	5,404,000	5,657,000	△ 253,000	前年度決算見込 5,454,140
1日平均配水量(m <sup>3</sup> )	14,805	15,499	△ 694	前年度決算見込 14,943
有収水量(m <sup>3</sup> )	4,949,000	5,024,000	△ 75,000	前年度決算見込 5,016,974
有収率(%)	91.6	88.8	2.8	前年度決算見込 92.0

## 2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1. 営業収益	820,048	826,653	△ 6,605	1. 営業費用	1,026,854	1,019,653	7,201
①給水収益	817,212	823,734	△ 6,522	①職員給与費	58,768	46,096	12,672
②その他営業収益	2,836	2,919	△ 83	②委託料(包括:修繕費)	49,222	59,408	△ 10,186
2. 営業外収益	315,218	322,168	△ 6,950	委託料(包括:動力費)	56,591	56,456	135
①受取利息	12	25	△ 13	委託料(包括:その他)	198,501	204,112	△ 5,611
②他会計補助金	39,865	42,448	△ 2,583	委託料(包括以外)	131,329	146,029	△ 14,700
③消費税還付金	35,000	30,000	5,000	③減価償却費	441,722	414,381	27,341
④長期前受金戻入	200,713	208,600	△ 7,887	④その他	90,721	93,171	△ 2,450
⑤雑収益	39,628	41,095	△ 1,467	2. 営業外費用	59,528	68,900	△ 9,372
3. 特別利益	2	2	0	①支払利息	59,526	68,898	△ 9,372
				②雑支出	2	2	0
				3. 特別損失	2	2	0
				4. 予備費	1,000	1,000	0
計	1,135,268	1,148,823	△ 13,555	計	1,087,384	1,089,555	△ 2,171

\*収入総額1,135,268千円、支出総額1,087,384千円、収支差引 47,884千円

\*対前年度比 収入1.2%減、支出0.2%減

## 3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1. 企業債	594,400	853,400	△ 259,000	1. 建設改良費	844,951	995,610	△ 150,659
2. 工事負担金	31,592	11,100	20,492	①委託料(包括:工事費)	691,761	880,502	△ 188,741
3. 他会計負担金	9,900	12,318	△ 2,418	委託料(包括:その他)	115,303	104,149	11,154
4. 補助金	168,718	146,125	22,593	②その他	37,887	10,959	26,928
5. 固定資産売却代金	1	1	0	2. 企業債償還金	277,459	261,549	15,910
計	804,611	1,022,944	△ 218,333	計	1,122,410	1,257,159	△ 134,749

\*収入総額804,611千円、支出総額1,122,410千円、収支差引 △317,799千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額317,799千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,666千円、過年度分損益勘定留保資金217,801千円及び当年度分損益勘定留保資金33,332千円で補填するものとする。

\*建設改良費の主なもの

- ・増永地区配水管布設工事
- ・川登地区配水管布設工事
- ・南新地土地区画整理事業区画内配水管布設工事
- ・屋形山配水池緊急遮断弁更新工事2か所
- ・八幡台水源地加圧タンク更新工事

# 議第7号資料

## 令和4年度荒尾市下水道事業会計予算資料

### 1. 業務量

項目	本年度	前年度	比較増減	備考
接続戸数(戸)	15,800	15,900	△ 100	前年度決算見込 15,800
年間総処理水量(m <sup>3</sup> )	4,347,000	4,383,000	△ 36,000	前年度決算見込 4,603,819
1日平均処理水量(m <sup>3</sup> )	11,910	12,008	△ 98	前年度決算見込 12,613
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	3,913,000	3,947,000	△ 34,000	前年度決算見込 3,914,693
主要な建設改良事業(千円)	572,150	584,280	△ 12,130	

### 2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1.営業収益	915,222	1,000,352	△ 85,130	1.営業費用	1,249,984	1,347,114	△ 97,130
①下水道使用料	801,468	808,628	△ 7,160	①職員給与費	74,040	81,708	△ 7,668
②他会計負担金	113,717	191,687	△ 77,970	②光熱水費	19,686	20,186	△ 500
③その他営業収益	37	37	0	③修繕費	80,053	191,083	△ 111,030
2.営業外収益	498,587	506,075	△ 7,488	④委託料	411,838	410,082	1,756
①受取利息及び配当金	3	3	0	⑤減価償却費	633,076	624,168	8,908
②他会計補助金	202,621	208,691	△ 6,070	⑥その他	31,291	19,887	11,404
③消費税還付金	0	3,564	△ 3,564	2.営業外費用	113,460	99,488	13,972
④長期前受金戻入	295,892	293,792	2,100	①支払利息	93,460	99,288	△ 5,828
⑤雑収益	71	25	46	②消費税及び地方消費税	20,000	0	20,000
3.特別利益	2	2	0	③雑支出	0	200	△ 200
				3.特別損失	51	51	0
計	1,413,811	1,506,429	△ 92,618	計	1,363,495	1,446,653	△ 83,158

\*収入総額 1,413,811千円、支出総額 1,363,495千円、収支差引 50,316千円

\*対前年度比 収入6.1%減、支出5.7%減

### 3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1.企業債	448,300	464,800	△ 16,500	1.建設改良費	767,771	728,109	39,662
2.補助金	346,615	287,514	59,101	2.借入償還金	515,029	531,972	△ 16,943
3.工事負担金	1	1	0	3.国庫補助金返還金	1,000	1,000	0
4.固定資産売却代金	30,000	30,000	0				
5.受益者負担金	13,674	20,395	△ 6,721				
計	838,590	802,710	35,880	計	1,283,800	1,261,081	22,719

\*収入総額 838,590千円、支出総額 1,283,800千円、収支差引 △445,210千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額445,210千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,813千円、過年度分損益勘定留保資金142,961千円及び当年度分損益勘定留保資金268,436千円で補填するものとする。

\*建設改良費の主なもの

- ・荒尾市大島浄化センター污水ポンプ配管類更新工事
- ・荒尾市桜山浄化センター統合関連工事
- ・有明地区污水管渠布設工事
- ・南新地土地区画整理事業区画内污水枝線管渠布設工事



## 令和4年度荒尾市病院事業会計予算

## 1. 収益的収入及び支出

## 【収入】

科目	本年度	前年度	比較増減
1 病院事業収益	7,206,012	7,114,150	91,862
1 医業収益	6,329,891	6,204,120	125,771
入院収益	4,318,680	4,212,100	106,580
外来収益	1,651,914	1,626,966	24,948
その他医業収益	377,297 (191,747)	383,054 (220,004)	△ 5,757 (△ 28,257)
保険等査定減	△ 18,000	△ 18,000	0
2 医業外収益	863,463	897,372	△ 33,909
他会計補助金	139,641 (139,641)	147,682 (147,682)	△ 8,041 (△ 8,041)
資本金繰入収益	6,560 (6,560)	6,457 (6,457)	103 (103)
他会計負担金	185,599 (185,599)	176,891 (176,891)	8,708 (8,708)
その他医業外収益	531,663	566,342	△ 34,679
3 特別利益	12,658 (0)	12,658 (0)	0 (0)
収益的収入合計	7,206,012 (523,547)	7,114,150 (551,034)	91,862 (△ 27,487)

( )は、繰入金

## 【支出】

(単位:千円)

科目	本年度	前年度	比較増減
1 病院事業費用	7,162,537	7,045,305	117,232
1 医業費用	7,022,470	6,922,355	100,115
給与	4,182,960	4,201,880	△ 18,920
給与・報酬	3,149,530	3,134,340	15,190
法定福利費等その他給与費	1,033,430	1,067,540	△ 34,110
材料費	1,396,792	1,368,100	28,692
薬品費	840,000	820,000	20,000
診療材料費	542,792	534,100	8,692
医療消耗備品費	14,000	14,000	0
経費	1,099,698	1,040,185	59,513
光熱水費	85,000	85,000	0
修繕費	55,000	60,000	△ 5,000
賃借料	101,521	107,716	△ 6,195
委託料	709,152	666,732	42,420
その他経費	149,025	120,737	28,288
減価償却費	302,150	271,320	30,830
資産減耗費	10,000	10,000	0
研究研修費	30,870	30,870	0
2 医業外費用	116,067	98,950	17,117
支払利息	33,667	7,300	26,367
その他医業外費用	82,400	91,650	△ 9,250
3 特別損失	14,000	14,000	0
4 予備費	10,000	10,000	0
収益的支出合計	7,162,537	7,045,305	117,232

## ◇患者見込数

1. 入院	77,380 人 ( 212.0人 × 365日)
一般	62,780 人 ( 172.0人 × 365日)
回復期	14,600 人 ( 40.0人 × 365日)
2. 外来	80,190 人 ( 330.0人 × 243日)

## ◇1日1人当たり収益

1. 入院	55,811 円
一般	61,000 円
回復期	33,500 円
2. 外来	20,600 円

## ◇新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業の見込額

区分	補償額(183日間、75%)	
一般	74,000 円(37床)	375,791 千円
HCU	211,000 円( 2床)	57,920 千円
合計		433,711 千円

## 2. 資本的収入及び支出

## 【収入】

科目	本年度	前年度	比較増減
1 資本的収入	5,705,833	1,576,395	4,129,438
1 企業債	5,622,430	1,571,000	4,051,430
施設整備事業債	5,322,430	1,371,000	3,951,430
医療機器整備事業債	300,000	200,000	100,000
2 固定資産売却代金	5,390	5,390	0
3 補助金	78,009	1	78,008
4 他会計負担金	1(1)	1(1)	0
5 他会計出資金	1(1)	1(1)	0
6 医学生奨学金貸付金返還金	1	1	0
7 看護学生奨学金貸付金返還金	1	1	0
(繰入金合計)	(523,549)	(551,036)	(△ 27,487)

( )は、繰入金

## 【支出】

(単位:千円)

科目	本年度	前年度	比較増減
1 資本的支出	5,927,005	1,867,204	4,059,801
1 建設改良費	5,633,003	1,580,402	4,052,601
土地購入費	1	172,600	△ 172,599
建物建設改良費	5,323,000	1,197,800	4,125,200
構築物建設改良費	1	1	0
器械備品購入費	310,000	210,000	100,000
その他改良費	1	1	0
2 企業債償還金	258,600	251,400	7,200
3 医学生奨学金貸付金	26,400	26,400	0
4 看護学生奨学金貸付金	9,000	9,000	0
5 電話加入権	1	1	0
6 投資	1	1	0

## 令和4年度当初予算

	収入	支出	差引収支	
1. 収益的収支	7,206,012	7,162,537	43,475	【3条】 建設コンサル委託費 19,140千円
2. 資本的収支	5,705,833	5,927,005	△ 221,172	【4条】 建築工事費 5,133,600千円、 施工監理費 58,630千円、 ネットワーク構築料 130,000千円
	12,911,845	13,089,542	△ 177,697	

## 参考…令和3年度当初予算

	収入	支出	差引収支	
1. 収益的収支	7,114,150	7,045,305	68,845	【3条】 建設コンサル委託費 35,200千円、 土壌汚染調査費用 5,500千円
2. 資本的収支	1,576,395	1,867,204	△ 290,809	【4条】 造成費 172,600千円、建築工事費 1,159,050千円、 施工監理費 38,750千円
	8,690,545	8,912,509	△ 221,964	

# 議第9号資料

## 令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）資料

### 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費	415,000	415,000				<input type="checkbox"/> 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費 ・子育て世帯への臨時特別給付金 415,000 (財源) ・国庫補助金 415,000
	3款計	415,000	415,000				
	補正額	415,000	415,000				
	補正前の額	26,096,928	7,552,272	848,300	1,589,861	16,106,495	
	合計	26,511,928	7,967,272	848,300	1,589,861	16,106,495	

## 令和3年度荒尾市一般会計補正予算(第11号)資料

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源	国庫支出金	地方債		
3 民生費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費	1,041,135	1,041,135				<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費及び支給に伴う事務経費 ・非常勤職員報酬 1,556 ・期末手当 235 ・健康労働保険料 314 ・費用弁償 79 ・普通旅費 10 ・消耗品費 522 ・印刷製本費 265 ・修繕費 750 ・郵便料 470 ・電話料 70 ・手数料 1,111 ・住民情報システム改修委託料 1,320 ・臨時特別給付金申請受付等業務委託料 33,894 ・借上料 539 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 1,000,000 (財源) ・国庫補助金 1,041,135
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費(時間外手当)	5,400	5,400				<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に伴う事務経費 ・時間外手当 5,400 (財源) ・国庫補助金 5,400
	保育士等処遇改善臨時特例事業費	9,109	9,109				<input type="checkbox"/> 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善策 ・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金(保育所) 4,230 ・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金(認定こども園) 3,994 ・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金(地域型保育施設) 234 ・放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金 651 (財源) ・国庫補助金 9,109
	保育士等処遇改善臨時特例事業費(時間外手当)	300	300				<input type="checkbox"/> 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善策に伴う事務経費 ・時間外手当 300 (財源) ・国庫補助金 300
3款計		1,055,944	1,055,944				
4 衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	8,923	8,923				<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルスワクチン追加接種の前倒し及び接種対象者の拡大による ・報償金 2,156 ・消耗品費 1,200 ・燃料費 9 ・郵便料 282 ・手数料 60 ・新型コロナウイルスワクチン接種委託料 3,985 ・駐車場整理業務委託料 54 ・新型コロナウイルスワクチン接種委託料(時間外・休日加算分) 141 ・集団接種従事看護師派遣委託料 497 ・借上料 539 (財源) ・国庫負担金 4,186 ・国庫補助金 4,737
4款計		8,923	8,923				
補正額		1,064,867	1,064,867				
補正前の額		26,511,928	7,967,272	848,300	1,589,861	16,106,495	
合計		27,576,795	9,032,139	848,300	1,589,861	16,106,495	

## 荒尾市企業版ふるさと納税基金条例の制定について（概要）

### 1 制定理由

本市のまちづくり応援団を増やすとともに、地方創生に向けた「荒尾市まち・ひと・しごと創生推進計画」の取組（寄附活用事業）に対する民間資金の活用を図るため、令和3年3月に企業版ふるさと納税制度を導入した。企業版ふるさと納税の寄附金については、①基金を設置して積み立てる場合を除き、寄附があった当該年度内に、寄附金全額を事業費に充てること、②寄附額が総事業費を超えないこと等の要件が内閣府から示されている。

そのため、企業版ふるさと納税の受皿として新たな基金を創設し、企業版ふるさと納税の有効活用及び円滑な制度運営を図るため、条例制定を行うものである。

### 2 条例の概要

#### (1) 基金の設置目的（第1条関係）

寄附活用事業に要する経費に充てるためとする。

#### (2) 基金の積立額（第2条関係）

一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

#### (3) 基金の処分（第5条関係）

寄附活用事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。

（基金の用途の例）

荒尾市まち・ひと・しごと創生推進計画（改訂する場合を含む。）に掲げる事業に充当する。

- ① 切れ目のない充実した子育て環境をつくる事業
- ② 誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる事業
- ③ 雇用の確保と所得の向上で安定した暮らしをつくる事業
- ④ あらおファンを増やすとともに、移住しやすい環境をつくる事業
- ⑤ 先進的で持続可能なまちをつくる事業

### 3 施行期日

公布の日

荒尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(利用目的の明示)</p> <p>第8条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国の機関、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等</u>をいう。以下同じ。））、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(利用目的の明示)</p> <p>第8条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国の機関、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等</u>をいう。以下同じ。））、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

令和3年8月10日付けで人事院が行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」に基づき、国家公務員については令和4年4月1日から、非常勤職員の育児休業及び育児時間（地方公務員においては部分休業と呼称）の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件が廃止されること、また、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置が採られることに準じて、改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件である1年以上の在職期間を廃止する。
- (2) 次に掲げる措置を条例に規定し、国と同様の措置を行うことができるようにする。
  - ア 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認
  - イ 研修実施、相談体制整備等の勤務環境の整備

3 施行期日

令和4年4月1日

荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子)をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>削る。</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子)をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員等)を除外。)とする。</p> <p>(1) <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除外。)とする。</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p>

現 行	改 正 後
	<p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)  <u>第14条</u> <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。</u></p>
	<p>(勤務環境の整備に関する措置)  <u>第15条</u> <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u>  (2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u>  (3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>
(委任) <u>第14条</u> 略	(委任) <u>第16条</u> 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

投票管理者及び投票立会人について、1回の従事時間が長く、また、選挙によっては期日前投票期間中、複数回従事を依頼する場合があります、大きな負担となっていることから、従事者の負担を軽減するための交替制を導入するために必要な改正を行うものである。

2 改正内容

投票所又は期日前投票所における投票管理者又は投票立会人が職務時間内に交替した場合について、職務時間に応じて報酬を支給することができるようにする。

3 施行期日

公布の日

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>別表第1 (第2条関係) 略 備考 1～3 略 4 <u>選挙従事者のうち、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げる場合の当該期日前投票所の投票管理若しくは投票立会人の報酬の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</u></p> <p>(1) 投票管理者 日額11,300円以内で、従事する時間に 選挙管理委員会が市長と協議して定める額</p> <p>(2) 投票立会人 日額9,600円以内で、立会時間に 管理委員会が市長と協議して定める額</p> <p>5 略</p>	<p>別表第1 (第2条関係) 略 備考 1～3 略 4 <u>選挙従事者のうち、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書(同法第48条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により、投票所若しくは期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、若しくは閉じる時刻を繰り上げる場合又は投票所若しくは期日前投票所の投票管理者若しくは投票立会人の職務を2人以上の者に交替して行わせることとした場合の当該投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</u></p> <p>(1) 投票所の投票管理者 日額12,800円以内で、従事する時間に 選挙管理委員会が市長と協議して定める額</p> <p>(2) 期日前投票所の投票管理者 日額11,300円以内で、従事する時間に 選挙管理委員会が市長と協議して定める額</p> <p>(3) 投票所の投票立会人 日額10,900円以内で、立会時間に 選挙管理委員会が市長と協議して定める額</p> <p>(4) 期日前投票所の投票立会人 日額9,600円以内で、立会時間に 選挙管理委員会が市長と協議して定める額</p> <p>5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 「荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」の概要

特別職の期末手当の改定 【令和4年度から改定】

＜市長、副市長、教育長、企業管理者、病院事業管理者、市議会議員＞

年間3.35月分 → **3.25月分（0.10月分引下げ）**

特別職	現行	改定後
	令和3年度	令和4年度以降
6月 期末手当	1.675月	<b>1.625月</b>
12月 期末手当	1.675月	<b>1.625月</b>
年間合計	3.35月	<b>3.25月</b>

荒尾市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第2条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第3条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、</p>

現	行	改 正 後
荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

第4条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正

現	行	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の概要

期末手当の改定・・・国に準じた支給割合の引下げ【令和4年度から改定】

一般職員 年間4.45月分 → **4.30月分(0.15月分引下げ)**  
 再任用職員 年間2.35月分 → **2.25月分(0.10月分引下げ)**  
 会計年度任用職員 年間2.55月分 → **2.40月分(0.15月分引下げ)**

一般職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後
	令和3年度	令和4年度以降
6月 期末手当	1.275月〔1.075月〕	<b>1.20月〔1.00月〕</b>
勤勉手当	0.95月〔1.15月〕	0.95月〔1.15月〕
12月 期末手当	1.275月〔1.075月〕	<b>1.20月〔1.00月〕</b>
勤勉手当	0.95月〔1.15月〕	0.95月〔1.15月〕
年間合計	4.45月〔4.45月〕	<b>4.30月〔4.30月〕</b>

再任用職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後
	令和3年度	令和4年度以降
6月 期末手当	0.725月〔0.625月〕	<b>0.675月〔0.575月〕</b>
勤勉手当	0.45月〔0.55月〕	0.45月〔0.55月〕
12月 期末手当	0.725月〔0.625月〕	<b>0.675月〔0.575月〕</b>
勤勉手当	0.45月〔0.55月〕	0.45月〔0.55月〕
年間合計	2.35月〔2.35月〕	<b>2.25月〔2.25月〕</b>

会計年度任用職員	現行	改定後
	令和3年度	令和4年度以降
6月 期末手当	1.275月	<b>1.20月</b>
12月 期末手当	1.275月	<b>1.20月</b>
年間合計	2.55月	<b>2.40月</b>

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正

現	行	改	正	後
(期末手当) 第16条の5 略	(期末手当) 第16条の5 略	(期末手当) 第16条の5 略		
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（職務の級が7級である職員（第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（職務の級が7級である職員（第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（職務の級が7級である職員（第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略		
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。		
4～6 略	4～6 略	4～6 略		

第2条 荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正

現	行	改	正	後
(期末手当) 第14条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略	(期末手当) 第14条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略	(期末手当) 第14条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略		
(2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該	(2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該	(2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該		

現 行		改 正 後	
区分に定める割合を乗じて得た額とする。		分に定める割合を乗じて得た額とする。	
在職期間	割合	在職期間	割合
6月	100分の100	6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80	5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60	3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30	3月未満	100分の30
2 略		2 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 荒尾市税条例の一部改正について（概要）

## 1 改正の趣旨

現行では固定資産税及び軽自動車税の種別割について、減免を受けようとする者は毎年度申請しなければならないため、申請者の利便性向上等を図ることを目的として、これらの減免申請手続を見直し、所要の改正を行うものである。

## 2 改正内容

次の固定資産税及び軽自動車税（種別割）について、減免を受けようとする初回のみ減免申請でその後継続して減免の適用を受けることができるよう、申請の前年度に減免を受けており、かつ、賦課期日において減免を申請したときの申請書の記載内容に変更がないと市長が認めるときは、申請書の提出があったものとみなして減免するものとする。

## (1) 固定資産税

- ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者の所有する固定資産
- イ 公益のために無償で直接専用する固定資産

## (2) 軽自動車税（種別割）

- ア 身体障害等を有する者が所有する軽自動車等
- イ 構造が専ら身体障害者等の利用に供するための軽自動車等

## 3 施行期日

令和4年4月1日

荒尾市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(固定資産税の減免) 第71条 略 2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(固定資産税の減免) 第71条 略 2 略 3 第1項第1号及び第2号に該当する固定資産のうち、減免を受けて ようとする年度の前年度においても同項の規定により減免を受けて いた固定資産である場合において、減免を受けようとする年度の賦 課期日において前項の申請書に記載した事項に変更がないと市長が 認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該年度の納期限前7日 までにこの規定による提出があったものとみなして、第1項の規定 を適用する。</p> <p>4 略</p>
<p>(身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略 2・3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略 2・3 略 4 第1項の規定による種別割の減免に係る軽自動車等のうち、減免 を受けようとする年度の前年度においても同項の規定による種別割 の減免を受けていた軽自動車等である場合において、減免を受けよ うとする年度の賦課期日において第2項又は前項の申請書に記載し た事項に変更がないと市長が認めるときは、第2項又は前項の規定 にかかわらず、当該年度の納期限前7日までにこれらの規定による 提示及び提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。</p> <p>5 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(固定資産税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の第71条第3項の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。  
(軽自動車税に関する経過措置)
- 3 この条例による改正後の第90条第4項の規定は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について（概要）

1 経緯及び趣旨

本市はこれまで行政改革大綱において債権に関する滞納整理の一元化について検討を重ねており、令和4年4月1日から市税と同様の手法で滞納整理を行うことができる債権（強制徴収公債権）について一元化を実施することとした。具体的には介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、児童手当及び児童扶養手当の不正受給による返還金並びに生活保護費の不正受給等による返還金及び徴収金の滞納整理を収納課へ業務移管するものである。

これを進めるに当たり、現在、税外歳入に係る延滞金の端数計算等の取扱いが市税における延滞金の端数計算等の取扱いと異なっていることから、市税に準ずるものとなるよう所要の改正を行い、事務の円滑化を図るとともに市税と税外歳入との公平性を確保するものである。

2 改正内容

(1) 延滞金の端数計算

種別	延滞金の額の計算の基礎となる金額		延滞金の確定金額	
	切り捨てる端数の額	全額切捨てとなる額	切り捨てる端数の額	全額切捨てとなる額
市税（現行）	1,000 円未満	2,000 円未満	100 円未満	1,000 円未満
税外歳入（現行）	<u>100 円未満</u>	<u>100 円未満</u>	なし	<u>10 円未満</u>
税外歳入（改正後）	<u>1,000 円未満</u>	<u>2,000 円未満</u>	<u>100 円未満</u>	<u>1,000 円未満</u>

(2) 延滞金の割合が年7.3パーセントとなる期間

「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から指定期限までの期間」として  
いるものを「税外歳入の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間」に改める。

(3) 年当たりの割合の基礎となる日数

延滞金の算定に当たって税外歳入の金額に乗じる年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 経過措置

改正後の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用する。

荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(督促手数料及び延滞金の額) 第2条 略</p> <p>2 延滞金の額は、納付すべき税外歳入の金額100円（100円未満の端数は、これを切り捨てる。）について、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント（督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から指定期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が10円未満であるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>(督促手数料及び延滞金の額) 第2条 略</p> <p>2 延滞金の額は、納付すべき税外歳入の金額について、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額とする。</p> <p>3 前項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>
	<p>(延滞金の端数計算) 第3条 延滞金の額の計算の基礎となる税外歳入の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p>
<p>(徴収の方法) 第3条 略</p> <p>(延滞金の減免) 第4条 略</p> <p>(補則) 第5条 略</p>	<p>(徴収の方法) 第4条 略</p> <p>(延滞金の減免) 第5条 略</p> <p>(委任) 第6条 略</p>

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の規定は、延滞金のうち令和4年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後																																		
<p>別表 (第9条関係) 通常利用 (長期休業期間のみ利用以外の利用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時期</th> <th>児童1人当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2月 5月～7月 9月～11月</td> <td>月額7,500円</td> </tr> <tr> <td>1月 3月 4月 12月</td> <td>月額8,500円</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>月額13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 午後6時から午後7時までの間に利用する場合の使用料は、月額1,000円を加算する。 長期休業期間のみ利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時期</th> <th>児童1人当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季休業期間</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>冬季休業期間</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>春季休業期間</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 午後6時から午後7時までの間に利用する場合の使用料は、1,000円を加算する。</p>	利用時期	児童1人当たりの使用料	2月 5月～7月 9月～11月	月額7,500円	1月 3月 4月 12月	月額8,500円	8月	月額13,000円	利用時期	児童1人当たりの使用料	夏季休業期間	17,000円	冬季休業期間	8,000円	春季休業期間	8,000円	<p>別表 (第9条関係) 通常利用 (長期休業期間のみ利用以外の利用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時期</th> <th>児童1人当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月～6月 9月～11月 2月</td> <td>月額7,500円</td> </tr> <tr> <td>4月 7月 12月 1月 3月</td> <td>月額8,500円</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>月額13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 午後6時から午後7時までの間に利用する場合の使用料は、月額1,000円を加算する。 長期休業期間のみ利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時期</th> <th>児童1人当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季休業期間</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>冬季休業期間</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>春季休業期間 (4月)</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>春季休業期間 (3月)</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 午後6時から午後7時までの間に利用する場合の使用料は、1,000円を加算する。</p>	利用時期	児童1人当たりの使用料	5月～6月 9月～11月 2月	月額7,500円	4月 7月 12月 1月 3月	月額8,500円	8月	月額13,000円	利用時期	児童1人当たりの使用料	夏季休業期間	17,000円	冬季休業期間	3,500円	春季休業期間 (4月)	3,500円	春季休業期間 (3月)	3,500円
利用時期	児童1人当たりの使用料																																		
2月 5月～7月 9月～11月	月額7,500円																																		
1月 3月 4月 12月	月額8,500円																																		
8月	月額13,000円																																		
利用時期	児童1人当たりの使用料																																		
夏季休業期間	17,000円																																		
冬季休業期間	8,000円																																		
春季休業期間	8,000円																																		
利用時期	児童1人当たりの使用料																																		
5月～6月 9月～11月 2月	月額7,500円																																		
4月 7月 12月 1月 3月	月額8,500円																																		
8月	月額13,000円																																		
利用時期	児童1人当たりの使用料																																		
夏季休業期間	17,000円																																		
冬季休業期間	3,500円																																		
春季休業期間 (4月)	3,500円																																		
春季休業期間 (3月)	3,500円																																		

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

荒尾市消防団条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後																																																
<p>(報酬)</p> <p>第17条 団員には、別表に掲げる報酬を支給する。</p> <p>2 年度中途において、新たに団員となった者、退職し、若しくは死亡した団員又は昇任若しくは降任により報酬の額に変更が生じた団員の報酬については、月割りにより算定した額を支給する。</p> <p>3 前項の規定により報酬を支給する場合の報酬の額の算定において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第17条 団員には、別表第1に掲げる年額報酬を支給する。ただし、消防団の活動に従事した実績のない団員については、この限りでない。</p> <p>2 年度中途において、新たに団員となった者、退職し、若しくは死亡した団員又は昇任若しくは降任により年額報酬の額に変更が生じた団員の年額報酬については、月割りにより算定した額を支給する。</p> <p>3 前項の規定により年額報酬を支給する場合の年額報酬の額の算定において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>4 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に掲げる出動報酬を支給する。</p>																																																
<p>(費用弁償)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 団員が、水火災等の予防警戒若しくは発生のために出動し、又は消防に関する訓練、教育、広報等の業務に従事したときは、当該出動又は従事1回につき1,500円を費用弁償として支給する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第18条 略</p> <p>削る。</p>																																																
<p>別表 (第17条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1077 1176 1444 2049"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>支給区分</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td>104,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>同上</td> <td>84,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長、指導員</td> <td>同上</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>同上</td> <td>53,000円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>同上</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>同上</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>同上</td> <td>17,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	支給区分	支給金額	団長	年額	104,000円	副団長	同上	84,000円	分団長、指導員	同上	58,000円	副分団長	同上	53,000円	部長	同上	48,000円	班長	同上	21,000円	団員	同上	17,000円	<p>別表第1 (第17条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1077 168 1444 1064"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>支給区分</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td>104,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>同上</td> <td>84,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長、指導員</td> <td>同上</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>同上</td> <td>53,000円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>同上</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>同上</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>同上</td> <td>36,500円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	支給区分	支給金額	団長	年額	104,000円	副団長	同上	84,000円	分団長、指導員	同上	58,000円	副分団長	同上	53,000円	部長	同上	48,000円	班長	同上	37,000円	団員	同上	36,500円
種別	支給区分	支給金額																																															
団長	年額	104,000円																																															
副団長	同上	84,000円																																															
分団長、指導員	同上	58,000円																																															
副分団長	同上	53,000円																																															
部長	同上	48,000円																																															
班長	同上	21,000円																																															
団員	同上	17,000円																																															
種別	支給区分	支給金額																																															
団長	年額	104,000円																																															
副団長	同上	84,000円																																															
分団長、指導員	同上	58,000円																																															
副分団長	同上	53,000円																																															
部長	同上	48,000円																																															
班長	同上	37,000円																																															
団員	同上	36,500円																																															



現 行	改 正 後	
別表第2 (第17条関係)		
種別	支給区分	
災害、警戒等	1時間未満	1,000円
	1時間以上2時間未満	2,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上8時間未満	8,000円
	8時間以上(1時間に つき)	1,000円
	訓練	1時間につき
広報活動、研修等	1回につき	1,000円

備考 災害、警戒等のうち8時間以上従事した場合及び訓練に従事した場合において、1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げる。

附 則  
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例及び荒尾市民病院看護学生奨学金貸付条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例の一部改正

現 行	改 正 後
(返還の義務) 第9条 略	(返還の義務) 第9条 略
2 借受者は、奨学金を返還期日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき、当該返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じて荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和39年条例第6号)第2条第2項に規定する割合で計算した延滞利息を、奨学金の返還と併せて支払わなければならない。	2 借受者は、奨学金を返還期日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき、当該返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じて荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和39年条例第6号)の規定の例により計算した延滞金の額に相当する延滞利息を、奨学金の返還と併せて支払わなければならない。
3 略	3 略

第2条 荒尾市民病院看護学生奨学金貸付条例の一部改正

現 行	改 正 後
(返還の義務) 第9条 略	(返還の義務) 第9条 略
2 借受者は、奨学金を返還期日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき、当該返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じて荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和39年条例第6号)第2条第2項に規定する割合で計算した延滞利息を、奨学金の返還と併せて支払わなければならない。	2 借受者は、奨学金を返還期日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき、当該返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じて荒尾市税外歳入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和39年条例第6号)の規定の例により計算した延滞金の額に相当する延滞利息を、奨学金の返還と併せて支払わなければならない。
3 略	3 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 市道路線の廃止及び認定について

## 1 廃止及び認定の概要

廃止する市道路線 1 路線  
 認定する市道路線 8 路線

## 2 認定の状況

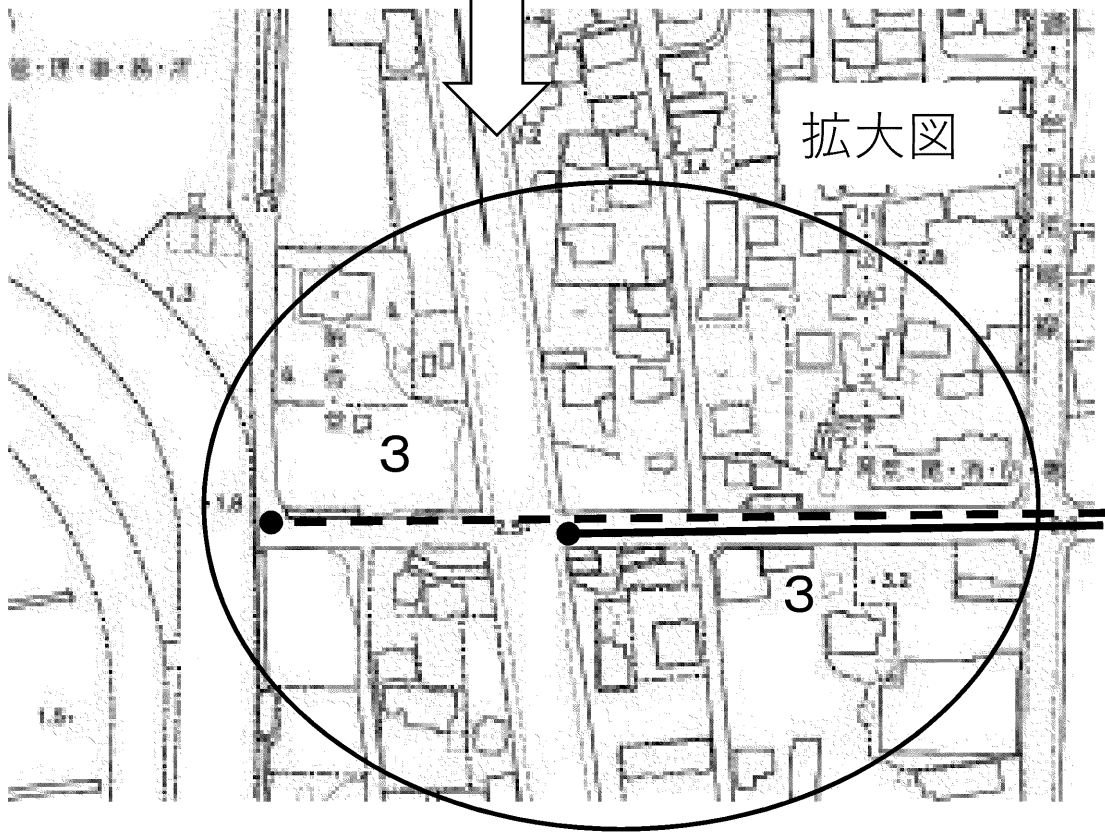
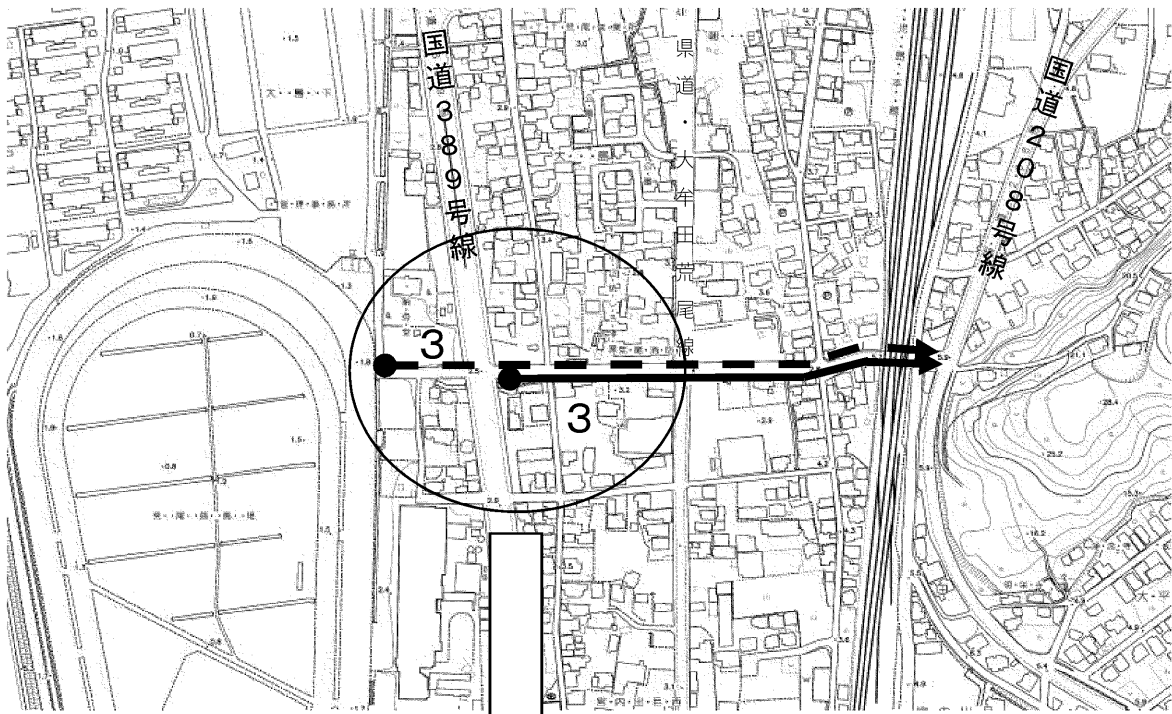
	令和3年4月1日現在	今回の廃止及び認定分
総延長 (m)	305,213.8	971.0
実延長 (m)	285,214.9	3,900.2
舗装済延長 (m)	283,102.3	3,900.2
舗装率 (%)	99.3	100.0

廃止する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	延長 (m)
3	外磯境崎線	荒尾市大島字外磯	荒尾市万田字境崎	なし	446.3

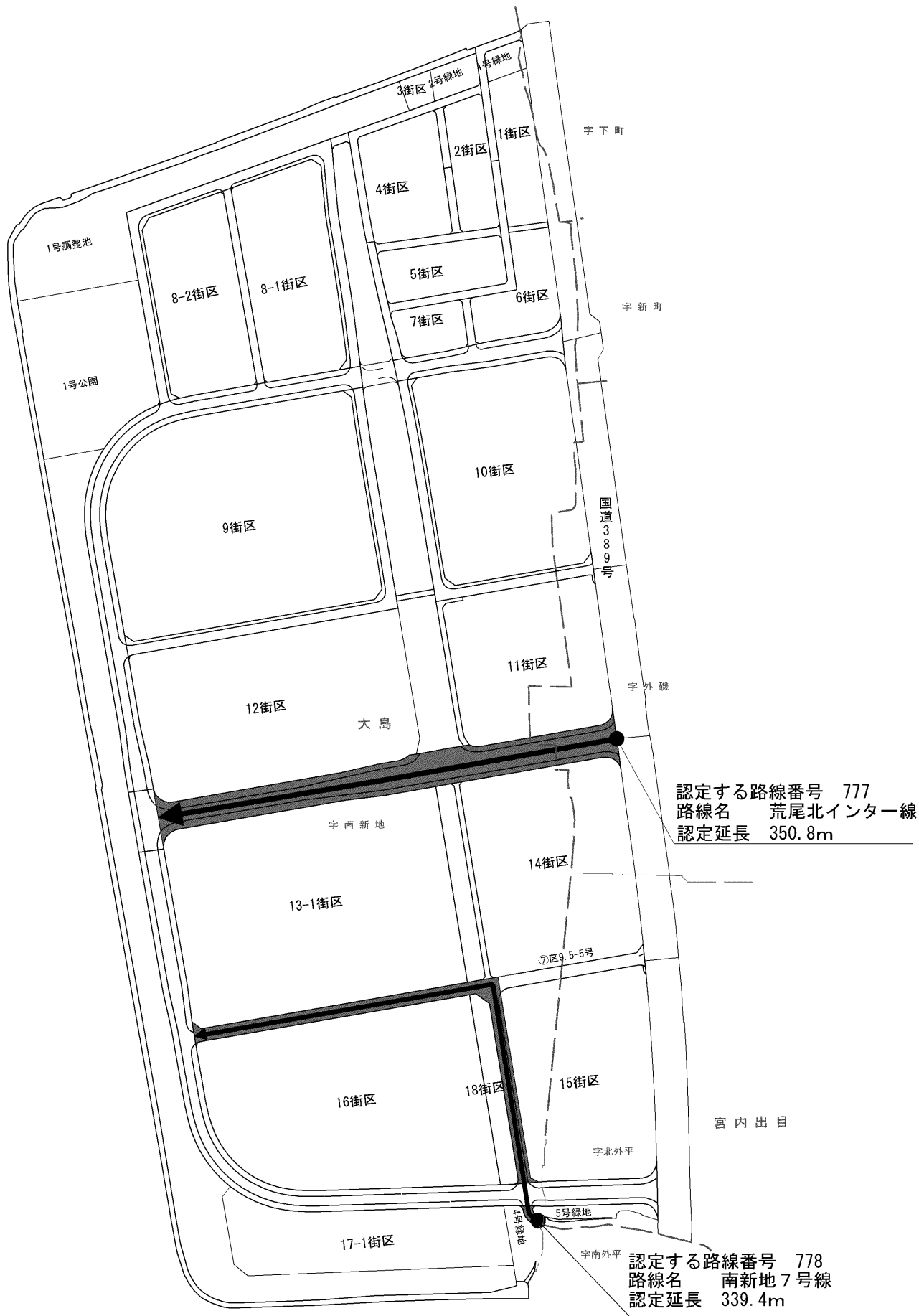
認定する市道路線

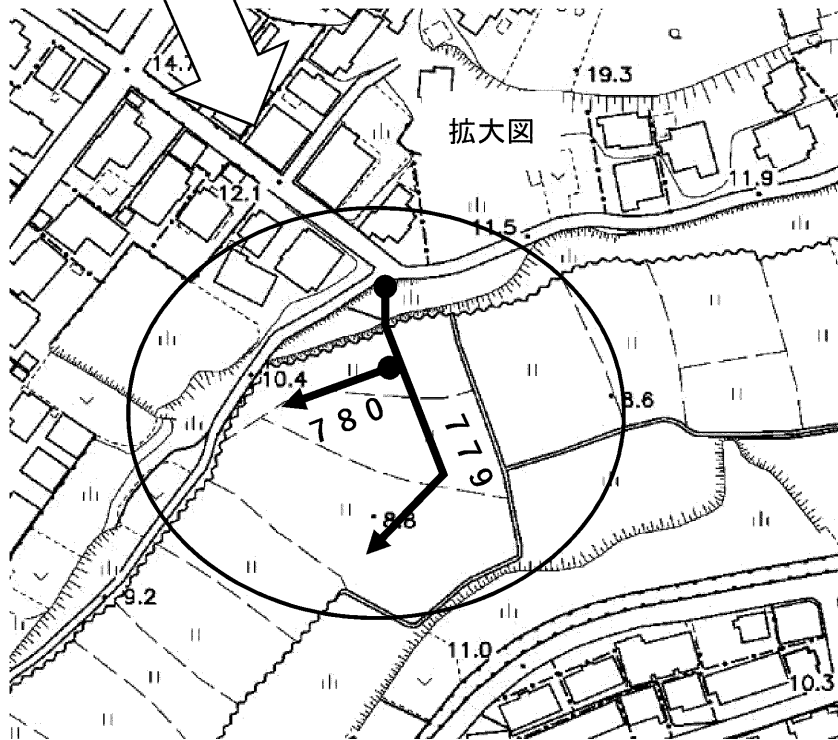
路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	延長 (m)
3	外磯境崎線	荒尾市大島字外磯	荒尾市万田字境崎	なし	356.8
777	荒尾北インター線	荒尾市大島字外磯	荒尾市大島字南新地	なし	350.8
778	南新地7号線	荒尾市大島字南新地	荒尾市大島字南新地	なし	339.4
779	東宮内5号線	荒尾市宮内字橋本	荒尾市宮内字橋本	なし	84.6
780	東宮内6号線	荒尾市宮内字橋本	荒尾市宮内字橋本	なし	21.3
781	馬渡下川後田 1号線	荒尾市荒尾字馬渡	荒尾市荒尾字下川後田	なし	63.0
782	馬渡下川後田 2号線	荒尾市荒尾字馬渡	荒尾市荒尾字下川後田	なし	70.2
783	下磯線	荒尾市荒尾字下磯	荒尾市荒尾字下磯	なし	131.2



廃止する路線番号=3 路線名=外磯境崎線 L=446.3m

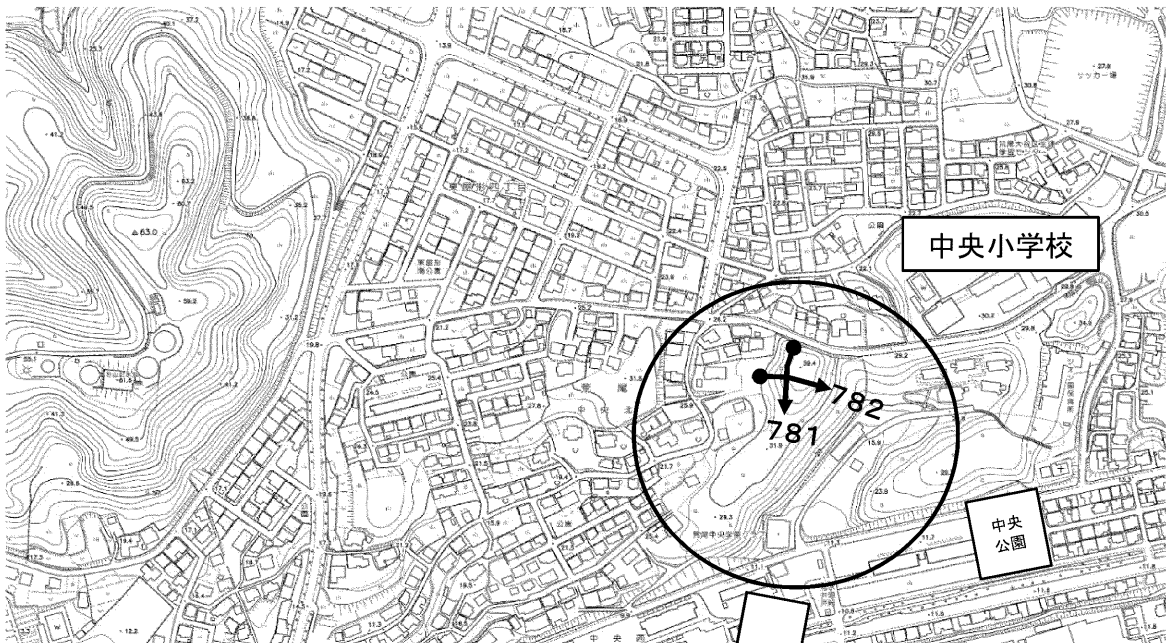
認定する路線番号=3 路線名=外磯境崎線 L=356.8m





認定する路線番号=779 路線名=東宮内5号線 L=84.6m

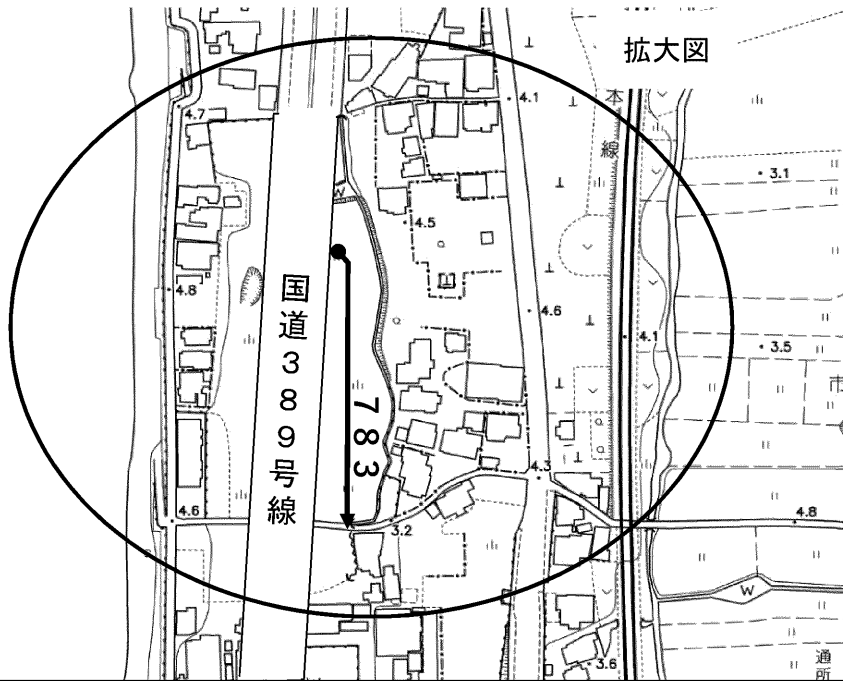
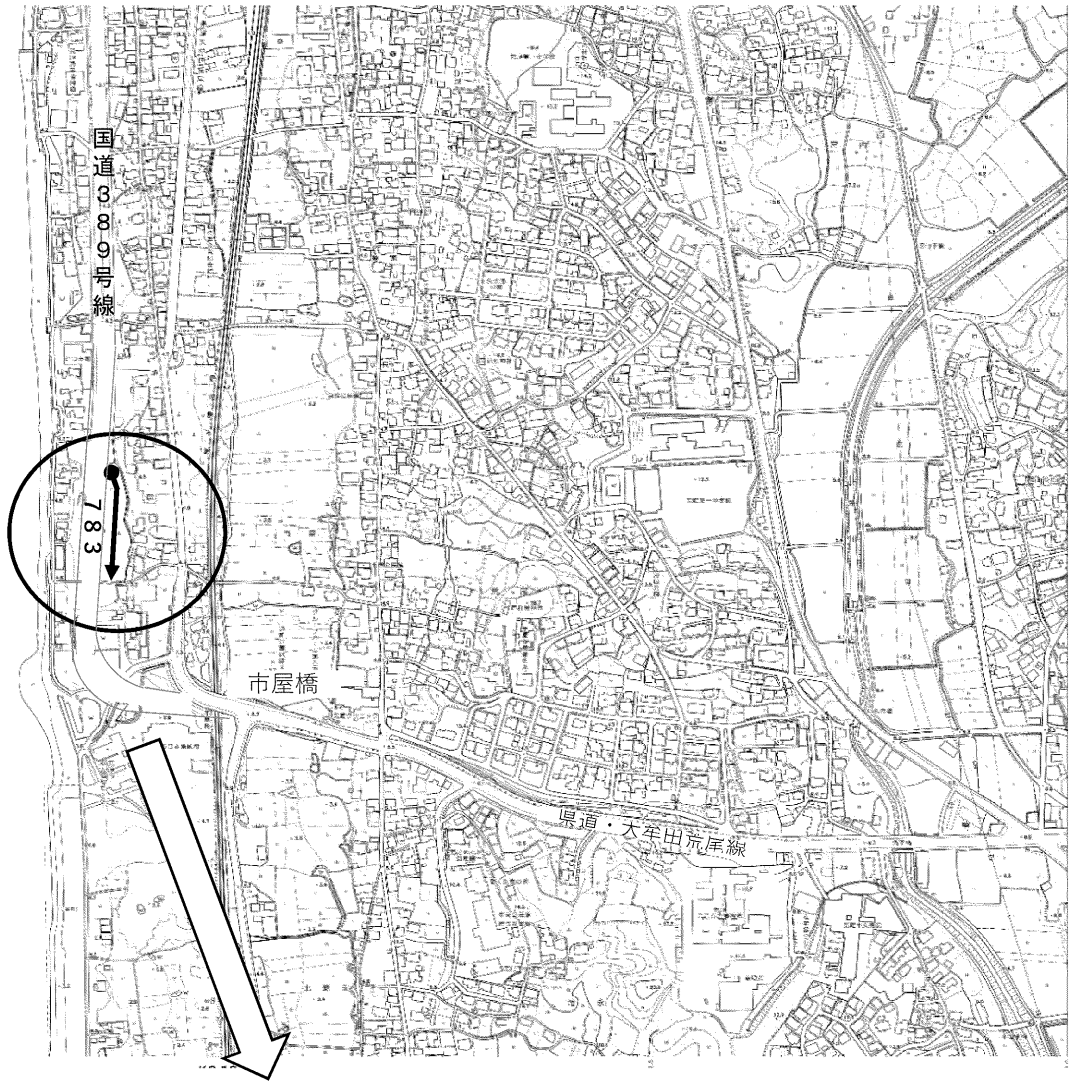
認定する路線番号=780 路線名=東宮内6号線 L=21.3m



認定する路線番号=781 路線名=馬渡下川後田1号線 L=63.0m

認定する路線番号=782 路線名=馬渡下川後田2号線 L=70.2m





認定する路線番号=783 路線名=下磯線 L=131.2m

財産の取得の概要

- 1 取得する財産 給食用食具
- 2 取得理由 令和4年9月の（仮称）荒尾市・長洲町学校給食センター供用開始に合わせ、各学校で食器、食缶等を使用するため。

3 取得する財産の数量

財産	数量
角型二重食缶	900
籠（食器、箸、スプーン及び備品用）	1,882
食器（わん及び皿）	22,800
アレルギー用食器（わん及び皿）	350
アレルギー用配食容器	250
箸及びスプーン	11,400
備品（お玉、トング及びしゃもじ）	1,380

なお、財産の取得後に長洲町が荒尾市に負担金を支払い、上記財産の数量の22.65%を長洲町が取得することとしている。

- 4 仮契約締結日 令和3年12月16日
- 5 契約金額 72,468,000円  

荒尾市負担	56,053,998円
長洲町負担	16,414,002円

## 令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第12号）資料

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国庫支出金	地方債	その他		
2 総務費	総務課人件費	29,818			3,372	26,446	□退職者数増による(当初6人→補正後14人) ・退職手当 29,818 (財源) ・企業会計負担金 3,372
	庁舎施設改修費	△ 2,871				△ 2,871	□不用額による減 ・借上料 △2,871
	分庁舎維持管理費(旧第四小学校)				△ 19	19	□10款に充当替え (財源) ・財産使用料 △19
	基金費(総合政策課)	11				11	□前年度運用益金の積立て ・ふるさと創生基金積立金 11
	基金費(財政課)	39,778				39,778	□前年度運用益金及び前年度決算剰余金の積立て (前年度運用益金) ・財政調整基金積立金 980 ・減債基金積立金 191 ・職員退職手当基金積立金 89 ・土地開発基金積立金 49 ・地域活性化基金積立金 10 ・公共施設整備基金積立金 59 (前年度決算剰余金処分) ・財政調整基金積立金 38,400
	基金費(防災安全課)	3				3	□前年度運用益金の積立て ・安心安全まちづくり推進基金積立金 3
	国際交流促進事業費	△ 1,242				△ 1,242	□不用額による減 ・日中友好促進会議運営補助金 △1,242
	地域公共交通活性化事業費	△ 13,100				△ 13,100	□不用額による減 ・バス路線欠損補助金 △13,100
	地域情報発信支援事業費	△ 3,935				△ 3,935	□不用額による減 ・通信運搬費 △85 ・地域情報発信システム導入委託料 △3,850
	メディア交流館運営費	193				193	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 193
	小岱工芸館運営費	59				59	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 59
	みどり蒼生館運営費	126				126	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 126
	「若者の夢を応援」大学生等支援事業費	△ 10,900				△ 10,900	□不用額による減 ・「若者の夢を応援」大学生等支援事業周知チラシ作成業務委託料 △100 ・「若者の夢を応援」大学生等支援給付金 △10,800
	老朽危険空家除却助成事業費	△ 1,551	△ 776			△ 775	□不用額による減 ・老朽危険空家除却助成補助金 △1,551 (財源) ・国庫補助金 △776
	空家等対策費	△ 3,015	△ 1,454			△ 1,561	□不用額による減 ・空家等対策基本計画策定委託料 △1,643 ・空家実態調査委託料 △1,372 (財源) ・国庫補助金 △1,454
荒尾総合文化センター管理費	4,048				4,048	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 4,048	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国庫支出金	地方債	その他		
	荒尾総合文化センター施設改修費	△ 33,840		△ 33,900		60	□不用額による減 ・工事請負費 △33,840 (財源) ・防災施設整備事業債 △33,900
	軽自動車税オンライン・ワンストップサービス導入事業費	△ 1,441				△ 1,441	□不用額による減 ・軽自動車税関係システム電子化対応委託料 △1,441
	個人番号カード交付事業費	5,983	5,983				□交付金上限見込額の増 ・通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金 5,983 (財源) ・国庫補助金 5,983
	デジタル手続法施行に伴う関連システム等改修事業費	4,538	4,538				□個人番号カード所有者の転出及び転入手続のワンストップ化のための整備 ・転出・転入手続ワンストップ化に係るシステム整備委託料 4,538 (財源) ・国庫補助金 4,538
	経済センサス事務費	△ 462	△ 462				□不用額による減 ・非常勤職員報酬 △462 (財源) ・県委託金 △462
	2款計	12,200	7,829	△ 33,900	3,353	34,918	
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	6,116	△ 842			6,958	□繰出基準額の確定による特別会計補正に伴う増 ・国民健康保険特別会計繰出金 6,116 (財源) ・国庫負担金 △595 ・県負担金 △247
	遺族援護費	△ 400				△ 400	□不用額による減 ・市戦没者追悼式祭壇設置委託料 △330 ・借上料 △70
	移動困難者のワクチン接種会場への輸送支援事業費	△ 13,267	△ 3,368			△ 9,899	□不用額による減 ・ワクチン接種会場輸送委託料 △13,267 (財源) ・県補助金 △3,368
	東京パラリンピック応援事業費	△ 337				△ 337	□不用額による減 ・消耗品費 △95 ・横断幕作成委託料 △41 ・使用料 △3 ・借上料 △198
	基金費(福祉課)	2,173			2,160	13	□前年度運用益金及び寄附金の積立て ・社会福祉振興基金積立金 2,173 (財源) ・児童福祉費寄附金 2,160
	養護老人ホーム費	△ 10,526				△ 10,526	□不用額による減 ・扶助費 △10,526
	国民年金事務費	345	345				□法改正に伴うシステム改修 ・国民年金システム改修委託料 345 (財源) ・国庫委託金 345
	地域療育センター事業費	△ 945	△ 150		△ 744	△ 51	□不用額による減 ・事業運営委託料 △945 (財源) ・国庫補助金 △100 ・県補助金 △50 ・他市町負担金 △744

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)	
			特定財源					
			国庫支出金	地方債	その他			
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 9,254	△ 6,941			△ 2,313	□保険基盤安定負担金の確定による特別会計補正に伴う減 ・後期高齢者医療特別会計繰出金 △9,254 (財源) ・県負担金 △6,941	
	平井小放課後児童クラブ運営事業費	△ 1,041				△ 1,041	□不用額による減 ・非常勤職員報酬 △1,041	
	放課後児童クラブ支援事業費	△ 5,364	△ 3,576			△ 1,788	□不用額による減 ・障がい児受入推進事業補助金 △5,364 (財源) ・国庫補助金 △1,788 ・県補助金 △1,788	
	病児・病後児保育事業費	△ 1,587	△ 1,692			105	□不用額による減 ・事業運営委託料 △1,587 (財源) ・国庫補助金 △846 ・県補助金 △846	
	一時預かり事業費(幼稚園型)	△ 1,446	△ 964			△ 482	□不用額による減 ・事業運営委託料 △1,446 (財源) ・国庫補助金 △482 ・県補助金 △482	
	管内外私立保育所運営費	△ 70,070	△ 47,188			△ 22,882	□不用額による減 ・管内私立保育所運営費 △62,070 ・管外私立保育所運営費 △8,000 (財源) ・国庫負担金 △33,236 ・県負担金 △13,952	
	特定教育・保育施設型給付費	△ 10,000	△ 4,731			△ 5,269	□不用額による減 ・市外施設型給付費(公立) △4,000 ・市内地域型保育給付費 △6,000 (財源) ・国庫負担金 △3,463 ・県負担金 △1,268	
	児童手当費	△ 31,940	△ 28,293			△ 3,647	□不用額による減 ・扶助費 △31,940 (財源) ・国庫負担金 △24,650 ・県負担金 △3,643	
	災害救助費	944				944	□令和2年度県負担金の精算 ・返還金 944	
	3民生費	△ 146,599	△ 97,400			1,416	△ 50,615	
4 衛生費	地球温暖化対策実行計画策定事業費	△ 7,447	△ 10,000				2,553	□不用額による減及び国庫補助対象外による財源組替え ・地球温暖化対策実行計画策定業務委託料 △7,447 (財源) ・国庫補助金 △10,000
	健康増進事業費	△ 1,123					△ 1,123	□不用額による減 ・荒尾市地域保健医療福祉推進事業補助金 △1,123
	清掃総務費(人件費)					7,429	△ 7,429	□派遣職員の増員による財源組替え (財源) ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 7,429

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)	
			特定財源					
			国県支出金	地方債	その他			
	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	6,305				6,305	□派遣職員の増員による ・大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 6,305	
	基金費(環境保全課)	80,018				80,018	□前年度運用益金及び荒尾市の一般廃棄物処理施設建設に向けた基金の積立て ・一般廃棄物処理施設建設基金積立金 80,018	
	4款計	77,753	△ 10,000			7,429	80,324	
6 農林水産業費	情報収集等業務効率化事業費	120	120					□国の補正による農地集積・集約化加速化対策に伴うタブレット端末の導入 ・備品購入費 (財源) ・県補助金 120 120
	会下地区漏水恒久対策施設管理事業費	6				6	6	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源減漏水恒久対策施設管理基金積立金 6
	古屋敷地区漏水恒久対策施設管理事業費	5				5	5	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源減漏水恒久対策施設管理基金積立金 5
	観音寺・南上揚地区漏水恒久対策施設管理事業費	11				11	11	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源減漏水恒久対策施設管理基金積立金 11
	林業木材産業生産性強化対策事業費	257,030	257,030					□高性能林業機械(木材材質高度化施設装置)導入への補助 ・林業木材産業生産性強化対策事業補助金 (財源) ・県補助金 257,030 257,030
	6款計	257,172	257,150			22		
7 商工費	新型コロナウイルス対策事業費(産業振興)	△ 11,577	△ 1,329		△ 10,643	395	395	□不用額による減 ・感染症防止対策取組店舗情報発信冊子作成委託料 △2,660 ・新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給金 △8,917 (財源) ・県補助金 △1,329 ・新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給基金繰入金 △10,643
	地域観光振興費	△ 2,000				△ 2,000	△ 2,000	□不用額による減 ・あらお荒炎祭補助金 △2,000
	万田坑・炭鉱館管理費	2,761				2,761	2,761	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 2,761
	万田坑世界遺産啓発イベント運営事業費	△ 7,382				△ 7,382	△ 7,382	□不用額による減 ・報償金 △100 ・万田坑世界遺産啓発イベント運営管理委託料 △7,000 ・借上料 △132 ・「炭鉱の祭典」実行委員会負担金 △150
	7款計	△ 18,198	△ 1,329		△ 10,643	△ 6,226		
8 土木費	道路施設改修費	150				150	150	□県側溝整備事業による負担金 ・県営事業負担金 150
	道路メンテナンス補助事業費(橋梁定期点検)	△ 795	△ 438			△ 357	△ 357	□補助対象事業費の決定による減 ・橋梁定期点検委託料 △795 (財源) ・国庫補助金 △438

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	道路メンテナンス補助事業費 (橋梁補修)			1,580		△ 1,580	□事業費変動に伴う起債額の変更による 財源組替え (財源) ・道路橋梁事業債 1,580
	道路新設改良事業費(人件 費)			3,620		△ 3,620	□事業費変動に伴う起債額の変更による 財源組替え (財源) ・道路橋梁事業債 3,620
	社会資本整備総合交付金事業 費(荒尾港海岸堤防)	△ 20,000	△ 10,000	△ 7,200		△ 2,800	□補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △20,000 (財源) ・国庫補助金 △10,000 ・海岸保全事業債 △7,200
	宅地耐震化推進事業費	8,400	4,200			4,200	□大規模盛土造成地への変動予測調査の 実施 ・大規模盛土造成地の変動予測調査委託 料 8,400 (財源) ・国庫補助金 4,200
	南新地土地区画整理事業特別 会計繰出金	31,071				31,071	□起債借入見込額の減等による特別会計 補正に伴う増 ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出 金 31,071
	土地区画整理事業費	△ 25,000		△ 22,500		△ 2,500	□不用額による減 ・工事請負費 △25,000 (財源) ・都市計画事業債 △22,500
	街路整備事業費	850				850	□県街路促進事業による負担金 ・県営事業負担金 850
	公園施設長寿命化対策事業費	50,000	25,000	25,000			□国の補正に伴う事業費の増 ・工事請負費 50,000 (財源) ・国庫補助金 25,000 ・都市公園事業債 25,000
	住宅維持補修費	△ 1,379				△ 1,379	□不用額による減 ・施設維持管理委託料 △1,379 (財源) ・公営住宅駐車場使用料 △1,379
	住宅・建築物安全ストック形 成事業費	△ 28,822	△ 24,845			△ 3,977	□不用額による減 ・印刷製本費 △16 ・戸建木造住宅耐震診断事業補助金 △180 ・緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業 補助金 △600 ・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 △16,586 ・戸建木造住宅耐震設計事業補助金 △200 ・戸建木造住宅耐震改修工事業補助金 △600 ・戸建木造住宅建替工事補助金 △600 ・戸建木造住宅耐震シェルター工事補助 金 △200 ・アスベスト含有調査等事業補助金 △250 ・戸建木造住宅総合支援事業補助金 △9,000 ・危険ブロック塀安全確保支援事業補助 金 △590 (財源) ・国庫補助金 △14,368 ・県補助金 △10,477
	熊本県土砂災害危険住宅移転 促進事業費	△ 3,000	△ 3,000				□不用額による減 ・熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業 補助金 △3,000 (財源) ・県補助金 △3,000

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業費	△ 2,000	△ 1,000			△ 1,000	□不用額による減 ・ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金 △2,000 (財源) ・県補助金 △1,000
	令和2年7月豪雨住まいの再建支援事業費	△ 10,100	△ 10,100				□不用額による減 ・住まいの再建支援事業補助金(民間賃貸住宅入居助成) △5,600 ・住まいの再建支援事業補助金(公営住宅入居助成) △600 ・住まいの再建支援事業補助金(転居費用助成) △3,900 (財源) ・県補助金 △10,100
	8款計	△ 625	△ 20,183	500	△ 1,379	20,437	
9 消防費	有明広域行政事務組合消防負担金	△ 21,161				△ 21,161	□不用額による減 ・有明広域行政事務組合負担金 △21,161
	9款計	△ 21,161				△ 21,161	
10 教育費	基金費(教育振興課)	85			81	4	□旧施設の有償貸与に伴う財産処分手続等による基金への積立て ・荒尾市学校教育施設整備基金積立金 85 (財源) ・財産使用料(2款から充当替え) 19 ・財産賃貸料 62
	小学校施設改修費	53,911	14,245	36,500		3,166	□万田小学校運動場排水改修工事(国補正予算)及び不用額による減 ・工事請負費 53,911 (財源) ・国庫補助金 14,245 ・小学校施設整備事業債 36,500
	小学校施設長寿命化改修事業費	99,604	20,592	75,000		4,012	□清里小学校外壁改修屋上防水工事(国補正予算) ・工事請負費 99,604 (財源) ・国庫補助金 20,592 ・小学校施設整備事業債 75,000
	水俣に学ぶ肥後っ子教室事業費	△ 2,200	△ 1,100		△ 1,100		□不用額による減 ・借上料 △2,200 (財源) ・県補助金 △1,100 ・保護者負担金 △1,100
	小学校ICT環境整備事業費	△ 4,417				△ 4,417	□不用額による減 ・通信運搬費 △4,417
	中学校施設長寿命化改修事業費	66,090	13,821	49,700		2,569	□海陽中学校外壁改修屋上防水工事(国補正予算) ・工事請負費 66,090 (財源) ・国庫補助金 13,821 ・中学校施設整備事業債 49,700
	中学校ICT環境整備事業費	△ 1,398				△ 1,398	□不用額による減 ・通信運搬費 △1,398
	基金費(文化企画課)	13				13	□前年度運用益金及び寄附金の積立て ・文化振興基金積立金 5 ・宮崎兄弟顕彰基金積立金 8
	地域と学校の連携・協働体制構築事業費(拡充分)	△ 1,155	619			△ 1,774	□不用額による減及び県補助交付決定による財源組替え ・報償金 △1,155 (財源) ・県補助金 619
	中央公民館管理費	118				118	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 118
	保健体育総務費	△ 794				△ 794	□不用額による減 ・市体協補助金 △794



(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	東京オリンピック応援事業費	△ 1,401				△ 1,401	□不用額による減 ・消耗品費 △50 ・選手応援横断幕・懸垂幕製作業務委託料 △142 ・大型映像装置による競技実況放送上映委託料 △264 ・オリンピック選手応援用資材製作業務委託料 △285 ・使用料 △660
	運動公園管理費	301				301	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 301
	給食センター整備推進事業費	1,361,123	208,180	870,200	282,694	49	□給食センター建設工事等(国補正予算) ・工事施工に伴う委託料 6,985 ・工事請負費 1,354,138 (財源) ・国庫補助金 208,180 ・学校給食施設整備事業債 870,200 ・給食センター整備事業長洲町負担金 282,694
	10款計	1,569,880	256,357	1,031,400	281,675	448	
11 災害 復 旧 費	現年農林水産災害復旧事業費			8,700		△ 8,700	□地方債の充当に伴う財源組替え(財源) ・農林災害復旧債 8,700
	現年公共土木災害復旧事業費			4,600		△ 4,600	□地方債の充当に伴う財源組替え(財源) ・土木災害復旧債 4,600
	11款計			13,300		△ 13,300	
	補正額	1,730,422	392,424	1,011,300	281,851	44,847	一般財源 ・市有地建物賃貸料 △62 (今回充当分) ・公営住宅駐車場使用料 1,379 (充当替え分) ・普通交付税 325,413 ・児童福祉費国庫負担金(過年度分) 12,041 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 38,298 ・子ども教育・保育給付費県負担金(過年度分) 5,102 ・財政調整基金繰入金 △254,158 ・繰越金 38,400 ・療養給付費返還金(過年度分) 60,714 ・臨時財政対策債 △182,280
	補正前の額	27,576,795	9,032,139	848,300	1,589,861	16,106,495	
	合計	29,307,217	9,424,563	1,859,600	1,871,712	16,151,342	

## 令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 国民健康保険税	一般被保険者国民健康保険税	903,237	△ 2,991	900,246	新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免に伴う減額
	その他	360	0	360	
	計	903,597	△ 2,991	900,606	
3款 国庫支出金	国民健康保険災害等臨時特例補助金	0	2,991	2,991	新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免に伴う補助金
4款 県支出金	保険給付費等交付金	5,446,030	197,451	5,643,481	療養給付費の増額
6款 繰入金	一般会計繰入金	626,528	6,116	632,644	繰出基準額の確定に伴う増額 保険基盤安定(保険者支援分) △1,190 保険基盤安定(保険税軽減分) 68 財政安定化支援 7,238
	財政調整基金繰入金	100,000	△ 60,530	39,470	決算見込みによる繰入金の減額
	計	726,528	△ 54,414	672,114	
7款 繰越金	その他の繰越金	5,205	54,979	60,184	令和2年度決算剰余金
8款 諸収入	雑入	4,562	20,920	25,482	令和3年2月診療分の精算に伴う返納金
	その他	6,053	0	6,053	
	計	10,615	20,920	31,535	
その他		801	0	801	
歳入合計		7,092,776	218,936	7,311,712	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 保険給付費	一般被保険者療養給付費	4,424,073	212,926	4,636,999	決算見込みによる給付費の増額
	一般被保険者高額療養費	715,887	5,445	721,332	決算見込みによる給付費の増額
	その他	68,051	0	68,051	
	計	5,208,011	218,371	5,426,382	
7款 基金積立金	国保財政調整基金積立金	1	32	33	令和2年度基金利子収入分
9款 諸支出金	償還金	5,214	533	5,747	精算に伴う令和2年度国民健康保険災害等臨時特例補助金返還金
	その他	4,173	0	4,173	
	計	9,387	533	9,920	
その他		1,875,377	0	1,875,377	
歳出合計		7,092,776	218,936	7,311,712	

## 令和3年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	保険基盤安定繰入金	221,261	△ 9,254	212,007	保険基盤安定負担金確定に伴う減額
	その他	40,007	0	40,007	
計		261,268	△ 9,254	252,014	
その他		593,530	0	593,530	
歳入合計		854,798	△ 9,254	845,544	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 後期高齢者医療 広域連合納付金	後期高齢者医療 広域連合納付金	781,056	△ 9,254	771,802	保険基盤安定負担金確定に伴う減額
その他		73,742	0	73,742	
歳出合計		854,798	△ 9,254	845,544	

## 令和3年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保留地処分金	保留地処分金	310,788	△ 258,900	51,888	保留地処分に伴う減額
3款 国庫支出金	土木費国庫補助金	309,750	△ 23,529	286,221	補助金額決定に伴う減額
5款 繰入金	一般会計繰入金	110,990	31,071	142,061	起債充当事業の変更に伴う増額
8款 市債	土木債	304,500	204,300	508,800	保留地処分金の減額による地域開発事業債の借入れ等に伴う増額
その他		19,430	0	19,430	
歳入合計		1,055,458	△ 47,058	1,008,400	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 事業費	南新地事業費	949,849	△ 47,058	902,791	補助金額決定に伴う減額
その他		105,609	0	105,609	
歳出合計		1,055,458	△ 47,058	1,008,400	